町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

3222号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　https://www.zck.or.jp

全国町村長大会ひらく

もくじ

◆地域経済の再生に関する特別決議、持続可能な農業・農村政策の推進に関する特別決議等を採択　～926町村長の総意を結集～ ……(2)

・全国町村会長あいさつ ……(4)
・来賓あいさつ ……(6)
・町村への応援メッセージ ……(20)
・決議案・特別決議案提案理由説明 ……(21)
・大会決議・緊急決議・特別決議 ……(25)
・大会議長・大会司会者・記者会見 ……(29)
・全国町村長大会来賓氏名 ……(30)
・全国町村長大会要望 ……(32)

全国町村長大会特集

地域経済の再生に関する特別決議、持続可能な農業・農村政策の推進に関する特別決議等を採択

～926町村長の総意を結集～

全国町村会は11月17日正午から東京・千代田区のホテルニューオータニで全国町村長大会を開催した。大会には、全国926の町村長、都道府県町村会関係者及び来賓の栗生俊一内閣官房副長官、細田博之衆議院議長、長浜博行参議院副議長、寺田稔総務大臣、和田義明内閣府副大臣、野村哲郎農林水産大臣、茂木敏充自由民主党幹事長、南雲正全国町村議会議長会会長など約1,200名が出席した。

大会は谷川俊博副会長・会長代行（香川県宇多津町長）の司会で進められ、はじめに荒木泰臣全国町村会長（熊本県嘉島町長）が挨拶に立ち、「新型コロナウイルス感染症に加え、深刻な国際情勢や急速な円安の進行に伴う経済の低迷、物価高騰等により、社会全体に閉塞感が漂っている。こうした難局を乗り越え、国民の安全・安心な暮らしを取り戻すためには、感染症対策の充実強化と先般策定された新たな総合経済対策による地域経済再生に向けた力強い支援が必要だ。そして、東京一極集中を是正し、『分散型の国づくり』を強力に推進することで、感染症や大規模災害にも柔軟に対応できる『持続可能な地域社会』を追求していかなければならない」と参加者に訴えた。

この後来賓挨拶に移り、内閣総理大臣代理の栗生俊一内閣官房副長官が「10月28日に総合経済対策を閣議決定した。エネルギー価格対策、中小企業等の賃上げ環境の整備等、国民の暮らしや事業を守る対策のほか、町村の元気にもつながるよう、宿泊・エンターテイメント等の消費喚起、農林水産物の輸出拡大等、地域の稼ぐ力を強化する対策を盛り込んだ。併せて、地域の実情に応じた物価高騰対策や、地域活性化策を全力で支援する。今後も皆さまのご意見に耳を傾け、皆さまとよく連携して、政策を一つひ

とつ、果断に、かつ丁寧に実行していきたい」と挨拶、引き続き、出席の来賓からそれぞれ挨拶があった。

なお、大会に臨席した衆議院議員及び参議院議員は２０３名（代理を含む）であり、本人出席者を紹介した。

この後、大会議長に汐見明男副会長・会長代行（京都府井手町長）を選出し、議事に入った。議案については、大会運営委員会で決定した17項目の決議案を上程、政務調査会の各委員会委員長が提案理由を説明した。はじめに、木野隆之行政委員会委員長（岐阜県輪之内町長）が「デジタル田園都市国家構想交付金等の拡充、地域活性化と地方創生の更なる推進を求めること」等を上程するとともに「感染症対策の充実強化、東京一極集中の是正等」については特別決議として上程することを説明した。続いて、高岡秀規財政委員会委員長（鹿児島県徳之島町長）が「地方交付税等の一般財源総額の確保」等を上程するとともに「全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進」については緊急決議として提案すること、続いて、茂原荘一経済農林委員会委員長（群馬県甘楽町長）が「田園回帰を促進するとともに『関係人口』を創出し、都市と農山漁村の共生社会を実現するための支援を求めること」などを上程するとともに、「原油価格・物価高騰対策等の推進、食料安全保障の確立等」については特別決議として上程すると説明し、各委員会それぞれの決議案は原案どおり決定した。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生に関する特別決議」並びに「食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策の推進に関する特別決議」について古口達也副会長・会長代行（栃木県茂木町長）が提案理由を説明し、満場一致で決定。さらに35項目の大会要望も一括採択された。これらの決議及び要望事項を実現するための実行運動方法については、地元選出国会議員、政府要路に対して、適宜有効な方法で行うことを決定し、閉会した。

大会終了後の記者会見で、荒木会長は「本日採択いただいた特別決議・緊急決議・要望は、全国９２６の町村長の総意であり、実現に向け、政府、国会の関係の皆様に強く要請していく」と述べ、報道関係者の理解と協力を求めた。

会長あいさつ

持続可能な地域社会の実現に積極果敢に取り組む

全国町村会長　荒木（あらき）　泰臣（やすおみ）

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、栗生内閣官房副長官、細田衆議院議長、長浜参議院副議長をはじめ、来賓各位には、政務ご多端の折にもかかわりませず、ご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。

こうして全国の町村長の皆様が一堂に会しての開催は、実に3年ぶりになります。本日は遠路ご参集をいただき、心から感謝申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、これまで感染の波を繰り返し、我が国の国民生活と経済活動に甚大な影響を及ぼしてきました。これに加え、現在の深刻な国際情勢や急速な円安の進行に伴う経済の低迷、物価高騰などにより、社会全体に閉塞感が漂っています。

こうした難局を乗り越え、国民の安全・安心な暮らしを取り戻すためには、感染症対策の充実強化と先般策定された新たな総合経済対策による地域経済再生に向けた力強い支援が必要であります。

そして、東京一極集中を是正し、「分散型の国づくり」を強力に推進することで、感染症や大規模災害にも柔軟に対応できる「持続可能な地域社会」を追求していかなければなりません。

本日は、これらの諸課題について、国に対して格段の対応を求める特別決議をお諮りします。

近年、自然災害が多発しており、本年7月

から9月にかけて発生した記録的な豪雨や大型台風では、全国各地で甚大な被害が発生しました。いつ、どこでも起こりうる災害に備え、本日は、全国的な防災・減災対策、国土強靱化に向けた取組の一層の推進と被災地域の早急な復旧・復興のための支援措置等を求める緊急決議をお諮りします。

また、東日本大震災の被災地では、いまなお困難な課題が山積しております。今後とも復興途上にある地域に寄り添った支援の継続を国に要請してまいります。

新しい政策課題である、ＤＸや脱炭素化にも、時代の潮流を踏まえ、しっかりと対応していく必要があります。

岸田内閣が掲げる「デジタル田園都市国家構想」が地方に活力をもたらし、地方の魅力を高めることを期待しています。そして、町村がデジタルを活用した地域の課題解決や価値創造に向けた取組を進めることができるよう、情報通信インフラの整備とともに、デジタル人材の確保・育成に対する積極的な支援を国に求めてまいります。

また、豊かな自然に恵まれた町村は再生可能エネルギーの宝庫です。脱炭素社会の実現に向け、そのポテンシャルを最大限に活かしながら、地域の再生、活性化につなげていくことが、地方創生を推進する観点からも極めて重要であります。

次に食料安全保障についてです。国際情勢の悪化など新たなリスクの発生により、食料安全保障への懸念が高まりつつあります。現在、国が行っている食料安全保障の確立に向けた、「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しにあたっては、農林水産業の生産力強化や農山漁村の将来を見据えた対策の抜本的強化の視点が不可欠です。

農業・農村を取り巻く環境は、頻発する自然災害や高齢化・人口減少に伴う担い手不足など様々な要因により、依然として厳しい状況にあります。

本日は、農村の価値を高める政策の推進を求め、特別決議としてお諮りすることとしております。

最後に地方税財政についてです。これら各般にわたる課題解決に向けて、町村が地域の最前線で積極的に取り組むためには、何よりも地方財源の安定確保が不可欠です。国には、地方交付税をはじめとする一般財源の総額が確実に確保されるよう、引き続き強く求めてまいります。

以上、当面する政策課題について申し上げましたが、町村を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。

我々町村長が、相互の連携を一層強固にして、これらの課題に一致結束して、積極果敢に取り組んでいこうではありませんか。

本大会が所期の成果を収めることが出来ますよう、ご参集の皆様方の格別のご協力をお願い申し上げ、私のご挨拶といたします。

来賓あいさつ

政策を果断に、かつ丁寧に実行してこの国の未来を切り開いていく

内閣総理大臣代理
内閣官房副長官　栗生（くりゅう）　俊一（しゅんいち）

本日は全国町村長大会が盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。

町村長の皆さまには、日頃から地域社会の発展や、住民福祉の向上に、さらには新型コロナ対策にご尽力を頂いておりますことに心から感謝申し上げます。

10月28日、財政支出39兆円、事業規模約72兆円の総合経済対策を閣議決定いたしました。エネルギー価格対策、中小企業等の賃上げ環境の整備など、国民の暮らしや事業を守る対策のほか、町村の元気にも繋がるよう、宿泊・エンターテイメント等の消費喚起、農林水産物の輸出拡大等、地域の稼ぐ力を強化する対策を盛り込んでいます。併せて、町村の皆さまによる地域の実情に応じた物価高騰対策や、地域活性化策を全力で支援します。

９月に創設した０・６兆円の地方交付金に加え、今国会に提出する補正予算で、今年度の地方交付税を０・５兆円増額します。できるだけ早期に補正予算を成立させ、皆さまと共にいち早く国民にお届けし、国民の暮らしを守り、この国の未来を切り開いてまいります。

新型コロナ対応については、この冬のイ

ンフルエンザとの同時流行に備えるため、外来等の保健医療体制のさらなる拡充や、国民への周知・広報、オミクロン株対応ワクチンの接種の最大限の加速が必要です。町村の皆さまと共に、対応に万全を期してまいります。

今後の成長分野の柱となるＤＸ・デジタル改革の推進に向けては、その基盤となるマイナンバーカードの普及が重要です。令和６年秋の廃止を目指した健康保険証との一体化など、利便性の向上を飛躍的に進め、町村の皆さまのご協力のもと、概ね全ての国民への普及のための取組を加速してまいります。

旧統一教会問題については、被害者の相談・支援体制を構築しております。町村の相談窓口においても、被害者に寄り添っていただくようお願いいたします。

今後とも皆さまのご意見に耳を傾け、皆さまとよく連携して、政策を一つひとつ、果断に、かつ丁寧に実行してまいりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、町村長の皆さま、お一人お一人のご健勝、それぞれの町村の益々のご発展を祈念して、ご挨拶とさせていただきます。

来賓あいさつ

多様で個性あふれる町村の実現に向け、様々な施策の展開を期待

衆議院議長　細田（ほそだ）　博之（ひろゆき）

本日、全国町村長大会が開催されるに当たり、一言（いちごん）御挨拶を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスの度重なる感染拡大により、経済的・社会的影響が続く中、感染拡大防止や地域経済の再生・回復に向けた対策の先頭に立って取り組んでおられる地方自治体の皆様や関係者の方々に対し、深く感謝いたします。そして、近年の激甚化・頻発化する自然災害に対し、迅速できめ細やかな対応が進められているほか、住民の暮らしの安定・向上に向け、各地域の特性や住民ニーズに応じた取組を進められていることに対しまして、改めて敬意を表します。

今日、我が国では人口減少や少子高齢化が進んでおり、その影響は町村においては特に大きく、対応が急務となっております。一方で、町村は、食料の安定供給や国土の保全など、国民生活の根底を支えており、その担うべき役割は一層重要なものになっております。このような中、近年の地方移住への関心の高まりにより、地域社会や多彩な自然環境の持つ価値や魅力が再評価されていることは、地方と都市の関係に前向きな変化を与えております。これを機に、

町村長の皆様のリーダーシップにより、それぞれの地域の魅力の発信と、雇用など生活基盤の整備を両輪として進められ、多様で個性あふれる町村の実現に向け、様々な施策を展開されることを期待しております。

国会では、本年五月、農山漁村における農用地の保全等を図るための「改正農山漁村活性化法」が全会一致により成立いたしました。衆議院といたしましては、今後も地域の声に耳を傾けながら、関係委員会等において議論や調査を重ねてまいります。皆様におかれましては、町村が主体となった活力ある地域づくりの実現のため、引き続き積極的な御提言をいただきたく存じます。

結びに、本大会の御成功と御列席の皆様方のますますの御活躍と御健勝をお祈りして、御挨拶といたします。

来賓あいさつ

926町村それぞれの活性化が日本全体の活性化につながる

参議院副議長　長浜（ながはま）　博行（ひろゆき）

御挨拶に先立ち、近年の度重なる台風や大雨等により犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

本日こうして、全国町村長大会を盛大に開催できましたことを心よりお慶び申し上げます。

全国町村会は、大正10年の創立以来、各町村の連携の要として、町村自治の発展に大きく貢献されてきました。昨年には創立100年を迎えられ、その長い歴史の中で、全国の町村は時代時代に直面する様々な課題に立ち向かい、町村相互の強固な連携のもと乗り越えてこられたことと存じます。

現在も新型コロナウイルス感染症を始めとする様々な困難と向き合いながら、住民福祉の向上のために、地方自治の最前線で日々尽力されておられる町村長の皆様に、深い敬意と感謝の意を表します。

全国には、世界が注目するリサイクルの町や、情報公開制度を全国にさきがけて定めた町、廃校となった小学校を道の駅として蘇らせ、想い出の継承と地域経済の活性化につなげている町など、魅力ある地域づくりに積極的に取り組んでいる町村が数多

くございます。926の町村それぞれが持つ魅力や個性を生かして地域を活性化させることが、日本全体の活性化につながります。町村行政の最高責任者である皆様におかれましては、各町村の強みを更に発揮しながら、明日の日本社会を牽引していただきたいと御期待申し上げるとともに、国と地方が車の両輪となって共に前進していくことが重要であり、参議院といたしましても、地域の特性に応じた政策の推進に向け、委員会等における議論や調査を通じ後押ししてまいりたいと存じます。

結びに、本日の大会の御成功と、全国町村会の更なる御発展をお祈りいたしまして、私のお祝いの言葉といたします。

来賓あいさつ

地方税財源の確保やデジタル化の推進等により、地域の発展に全力で取り組む

総務大臣　寺田（てらだ）　稔（みのる）

全国町村長大会の開催を心からお慶び申し上げます。また、御来会の全国町村長の皆様におかれましては、常日頃から地方自治発展のために御尽力を頂いておりますことに敬意を表するものでございます。

今月８日に閣議決定いたしました補正予算では、マイナンバーカードの普及の促進、また、消防・防災力の強化等、必要な施策を盛り込みました。ぜひ、これらの施策を御地元で積極的に御活用いただければと思います。

また、オミクロン株対応ワクチンの年内の接種の加速化に向けて政府を挙げて取り組んでおります。皆様の自治体におかれましても、住民の方々に対する接種の促進の周知をよろしくお願いいたします。マイナンバーカードにつきましては、マイナポイント第２弾のカード申請期限を延長いたしました。政府目標を踏まえ、皆様と緊密に連携を取りながら、一層の普及・促進に努めてまいります。

来年度の地方財政につきましては、骨太の方針などを踏まえ、必要な一般財源総額の確保を図るべく、これから地財折衝に臨んでまいります。

地方税制についても、安定的な税源確保を第一に、これから税制改正の議論がスタートいたしますが、皆様と力を合わせて取り組んでまいります。

消防につきましても、地方公共団体の災害対応能力の強化、地域の消防団を中核とする地域防災力の向上を図り、また、弾道ミサイル対応も踏まえた国民保護体制の整備に万全を期してまいります。

デジタル化につきましても、５Ｇネットワークの都市・地方での整備等に取り組み、地域課題を解決するためのデジタル実装を進めてまいります。また、活力ある地域づくりを支援するため、地域おこし協力隊、ローカル１００００プロジェクト等を積極的に推進し、自治体の皆様の取組をサポートしてまいります。

総務省といたしましても、引き続き皆様と緊密に意思疎通を図りながら、地域の発展のために全力で取り組んでまいります。

結びに、全国町村会のますますの御発展、また、御来会の皆様方の御活躍、本大会の御成功を心から祈念申し上げ、御挨拶といたします。

来賓あいさつ

デジタルの力を活用して活力ある地域社会の実現に取り組む

デジタル田園都市国家構想担当大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）代理
内閣府副大臣
和田　義明（わだ　よしあき）

本日、「全国町村長大会」が、盛大に開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

地方創生の取組は、２０１４年にスタートして以来、多岐にわたる施策を推進し、創意工夫を活かした取組を全国各地で進めてまいりました。一方で、地方は、人口減少や少子高齢化など、様々な社会課題に直面しています。

このような中、今般のコロナ禍をきっかけに、デジタル技術の活用が多方面で急速に進んでいます。遠隔医療や遠隔教育など、地方にこそデジタル活用のニーズがあると考えております。

政府では、地域の個性を活かしながら、デジタルの力を活用して、地方の社会課題の解決や魅力向上を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進しております。

本構想により、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指してまいります。

本構想の推進に向けては、今月８日に閣議決定した令和４年度第２次補正予算案において、「デジタル田園都市国家構想交付

金」を創設し、８００億円の予算を確保したところです。この交付金では、これまでの交付金から支援内容を拡充し、官民一体で取組を進められるよう、民間事業者の施設整備も支援対象とするなど、柔軟な制度としていきます。

また、本構想を全国津々浦々で力強く進めていくため、今後、幅広く民間の取組を対象とした「冬のＤｉｇｉ田甲子園」を開催し、構想実現に向けた機運のさらなる醸成と、優良な事例の横展開を図ってまいります。

年末には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、地方の社会課題の解決や魅力向上への取組をデジタルの力を活用して加速化・深化させてまいります。

今後とも、地方の思いを大切にし、地方創生に取り組む幅広い関係者の声に耳を傾け、時代の変化を捉えながら、活力ある地域社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいりますので、町村長の皆様におかれましても、引き続き、ご理解とご協力の程、お願いいたします。

結びに、全国町村会の益々のご発展と、ご参会の皆様のご健勝を祈念し、挨拶といたします。

来賓あいさつ

926の町村が輝く未来を目指して地方創生に全力で取り組む

自由民主党幹事長　茂木（もてぎ）　敏充（としみつ）

本日は9つのスローガンのもと、全国町村長大会のご盛会、誠におめでとうございます。

お集まりの皆さまには、日頃より自民党の活動・政策についてご理解ご協力を賜っておりますことに心より御礼申し上げます。

今年は夏に参議院選がありました。我が党は議席数を改選過半数の63まで伸ばし、勝利することができました。

特に、町村長の皆さまは地方出身の方が大半でありますが、この地方を中心とする32の1人区、これが勝敗を分けると言われてきたわけであります。この32の1人区、6年前の前々回は21勝11敗、前回が22勝10敗だったのに対して、今回は28勝4敗と、大きく勝利を飾ることができました。少子高齢化や人口減少など地方が直面する厳しい課題の解決を公約に掲げた我が党に対して力強いご支援をいただいたと考えております。

日本列島の隅々まで活力あふれる国づくり、それを目指して自民党は引き続き地方創生に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

令和４年度の補正予算はいよいよ来週か

ら審議が始まります。早期成立を目指したいと思っておりますが、29兆1、000億円の大規模な補正であります。補正予算においては、地方交付税を5、000億円増額したうえで7、500億円の地方創生臨時交付金を計上しております。各自治体の皆さまが地域の事情に応じて、国土強靱化、物価高騰対策、農山漁村の振興、地方から脱炭素化を進めていただくなど、地域の事情に応じて創意工夫をしてお使いいただける予算を手厚く確保したところであります。

こうした施策を力強く推進していくためにも、我々は今までも力を与えていただきました。昨年の衆議院で勝利する、今年の参議院で勝利する、というホップ・ステップまで来ました。最終的なジャンプが来年４月の統一地方選になってくると考えています。

そういった意味でも、皆さまの一層のご協力を心からお願いを申し上げる次第であります。全国926の町村、それらが輝く新時代を目指して皆さまとともにしっかりと前に歩んでいく、このことをお約束申し上げまして自民党代表としての挨拶といたします。

来賓あいさつ

新時代の「まち」「むら」を共に創り、ふるさとの誇りを未来へつなぐ

全国町村議会議長会会長　南雲（なぐも）　正（ただし）

本日ここに、全国町村長大会がかくも盛大に開催されるにあたり、町村議会議長を代表してお祝いを申し上げます。

町村長の皆様には、日頃から、住民福祉の向上と地域の振興発展のため、日夜、献身的なご努力と情熱を傾けておられることに心から敬意を表しますとともに、議会の活動に対しまして格別のご高配を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本年も、大雨、台風、地震、火山の噴火と自然災害が相次ぎ発生しました。国民の生命・財産を守り、災害に強い強靱な国づくりを進めるためにも、一層の防災・減災対策の強化が求められます。

私たち町村は、安全で美味しい食料、綺麗な水、澄んだ空気を都市へ供給し、国民生活を支えて参りましたが、時代とともに効率性や便利さが求められるようになり、過疎化・高齢化が都市部より進んでいるのが現状です。

多様な可能性を持つ農山漁村は我が国にとってかけがえのない地域です。先人から受け継いだ土地を守り、そこに人々が暮らし続けることによって、美しい自然や景観、文化や風土が維持されてきたのです。

ふるさとの誇りを未来へつなぐため、こ

れまで取り組んできた地方創生の成果を活かし、各地域が再び人々の活気で賑わうよう町村長の皆様とともに全力で取り組んで参ります。

これから来年度の予算編成に向け、地方財政対策の議論などが本格化して参ります。

国際情勢の緊迫化による原油高、原材料高と急激な円安による物価高騰は地域経済に大きな影響を及ぼしておりますが、行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためにも、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実は必要不可欠であります。

町村長の皆様と連携を密にし、国に対し強力に要請して参りたいと存じます。

私たち町村議会は、住民の多様な意見を聞きながら、行政監視と政策立案機能を発揮し、議会の使命を果たして参ります。

全国町村会の皆様におかれましても、一致団結して困難な行政課題に取り組んでいただき、新時代の「まち」「むら」を共に創って参りましょう。

終わりに、全国町村会のさらなるご発展とご参集の皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、お祝いの挨拶とさせていただきます。

町村への応援メッセージ

町村から日本を変える

東京大学名誉教授　月尾（つきお）　嘉男（よしお）

機会をいただきましたので、全国の町村長の皆さまに日本を立て直していただきたいというメッセージを送らせていただきます。

現在の日本は世界の中で大変な状況にあります。ロシア、中国、北朝鮮の圧力という外圧だけではなく、内部崩壊が進んでいるのです。

例えば、スイスのシンクタンクが毎年、300以上のデータを駆使して世界60カ国ほどの競争力順位を発表していますが、1990年代前半、日本は数年間続けてアメリカを抑えて世界1位でした。そこから急速に低下し、現在では34位に低下しています。全体の半分の位置です。

DXを合言葉とするデジタル社会が始まっています。これについてもスイスのシンクタンクが63カ国のデジタル競争力を評価していますが、日本は現在29位という低い評価です。アジアでは、香港、シンガポール、台湾、韓国、中国が日本より上位に評価されています。自然科学分野の引用論文数は世界12位です。現在、中国が1位になり、インドも日本より上位です。さらに上場企業の世界時価総額ランキングにおいて、1989年には上位20位のうち日本企業が14を占めておりましたが、現在はゼロです。

これが現在の世界における日本の地位であり、危機感を持っていただきたいと思います。

この状況を変える方法は国という中心からではなく地域という周辺から変える以外にありません。これは歴史が証明しています。

例えば、中国の王朝の交代はいつも周辺の民族からの圧力です。宋は周辺のモンゴル民族が滅ぼし、明は周辺の満州族が滅ぼしたように周辺の民族の力で歴史が変わってきました。日本の典型的な例は明治維新です。薩長土肥という日本の辺境にあった地域が新しい日本を作りました。

このように国が変わるのは中心からではないということを世界の歴史が証明しており、そういう意味でも町村の皆様に期待しております。

そのようなことができるのかと思われるかもしれませんが、私が関係した実例をご紹介します。1990年代後半に、改革派と言われた8人の知事と「地域から変わる日本」という組織を立ち上げ、日本を変えようという運動を行いました。当初は自治省の役人から「目立ちたがりの知事ばかり集まっても何もできない」と言われましたが成果はありました。それまで全国知事会会長には東京などの大都会を持つ都道府県の知事が推挙されて就任していましたが、第9代の全国知事会会長は選挙で選ばれた岐阜県の梶原知事が就任されました。最近では第13代に人口は少ない方から4番目の徳島県の飯泉知事が就任され、現在は全国で人口が最も少ない鳥取県の平井知事が選ばれています。

これは十数年間の地域から日本を変えようという動きが大きく作用した結果だと思います。その視点で歴史を見ると、社会は地域の改革精神にあふれた人々が変えてきたのです。本日は会場に、その名前にふさわしい方々がお揃いではないかと思っております。

大変な危機が迫っている現在の日本をぜひ本日お集まりの地域の皆様から変えていただきたいということをお願いして、私のささやかな挨拶とさせていただきます。

決議案　提案理由説明　行政委員会

行政委員会委員長　岐阜県輪之内町長
木野　隆之

はじめに、決議の一番目「感染症対策の充実強化」、五番目「東京一極集中の是正等」につきましては、後ほど、特別決議としてご提案することとしておりますので、私からは、それ以外の五つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

第一に決議の六番目、「デジタル田園都市国家構想交付金等と地方創生」につきましては、町村が地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を新たに進めることができるよう、交付金等を拡充し、地域活性化と地方創生の更なる推進を求めるものであります。

第二に決議の八番目、「デジタル化施策の推進」につきましては、情報通信基盤整備の加速化を通じて、町村のデジタル化への支援を求めるものであります。

第三に決議の九番目、「地方分権改革」につきましては、地方の意見を十分に反映し、自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるよう、その推進を求めるものであります。

第四に決議の十六番目、「参議院の合区解消」につきましては、都道府県ごとに集約された地域の声を直接国政に反映させるため、合区の早急な解消を求めるものであります。

第五に決議の最後、「領土・外交問題等」につきましては、国の平和と国民生活の安全・安心を守るため、強力な外交交渉など、関係諸国に対して毅然とした姿勢で臨むことを求めるものであります。

以上につきまして、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

決議案　提案理由説明　財政委員会

財政委員会委員長　鹿児島県徳之島（とくのしま）町長
高岡（たかおか）　秀規（ひでき）

私からは、四つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

第一に、決議の四番目、「東日本大震災、豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進」につきましては、大規模災害からの復旧・復興のさらなる加速、防災・減災対策の強化、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、万全の措置を求めるものであります。

第二に、決議の七番目、「地方交付税等の一般財源総額の確保」につきましては、町村が、自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が不可欠でありますので、地方交付税等の一般財源総額の確実な確保を求めるものであります。

第三に、決議の十番目、「地域からの脱炭素化の推進」につきましては、豊富な再生可能エネルギーを最大限に活かし、全ての意欲ある町村が、地域の特性・実情に応じて、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進できるよう、支援を求めるものであります。

第四に、決議の十五番目、「ゴルフ場利用税の断固堅持」につきましては、財源に乏しい町村にとって極めて重要な財源でありますので、現行制度の断固堅持を求めるものであります。

また、毎年全国各地で自然災害が発生しており、住民生活や地域経済に大きな影響を与えていることから、「全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進」について、緊急決議として上程いたします。

以上につきまして、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

決議案　提案理由説明　経済農林委員会

経済農林委員会委員長　群馬県甘楽町長
茂原　荘一

はじめに、決議の二番目、「原油価格・物価高騰対策等の推進」、三番目「食料安全保障の確立等」につきましては、後ほど特別決議としてご提案することとしておりますので、私からはそれ以外の四つの決議案について、提案理由をご説明いたします。

決議の十一番目、「田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること」につきましては、田園回帰を促進するとともに、「関係人口」を創出し、都市と農山漁村の共生社会を実現するための支援を求めるものであります。

第二に決議の十二番目、「農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること」につきましては、国土保全等の観点から農林漁業の振興、農山漁村の活性化が極めて重要であり、力強い支援を求めるものであります。

第三に決議の十三番目、「ＴＰＰ11や日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定等による影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと」につきましては、国内農業への影響をしっかりと精査し、農林漁業者が安心して経営に取り組めるよう、万全の対策を求めるものであります。

第四に決議の十四番目、「国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること」につきましては、木材の安定供給と需要の拡大を図ることが、林業振興の観点からも重要であり、木材利用が活発化するよう、対応を求めるものであります。

以上につきまして、町村長各位の満場のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

特別決議案　提案理由説明

全国町村会副会長・会長代行　栃木県茂木町長

古口　達也

昨日、開催された都道府県代表者による全国町村会理事会において、荒木会長から「昨今の社会情勢に危機感を強めている。そこで、２項目について全国町村長大会に特別決議として案を上程し賛同頂ければ国に対し格段の要請をしたい」というご提案がありました。

これに対し、理事会は全員一致で賛成の意を表し、本日ここに特別決議案として上程させて頂いた次第です。

上程いたしました項目は２項目ございます。

１つは「新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生に関する特別決議」、もう１つは「食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策の推進に関する特別決議」であります。２項目ともこれからの町村の発展と振興のためには、欠くことのできない重要な事項であります。

なお、詳細につきましてはお手元に配布されております資料の通りでございますので、この場で各自お目通しいただきたいと思います。

本日、ご参集の皆さまの満場の一致のご賛同を賜りますよう心からお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

決　議

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、東京一極集中が続く中で、町村は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰等が、国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしている。加えて、自然災害も頻発している。

国と地方は総力を挙げて、感染症対策をはじめ、度重なる災害からの復旧･復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生推進による分散型国づくりに取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自律的に様々な施策を展開するとともに、災害や感染症に強く、持続可能な活力のある地域を創生しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

一．新型コロナウイルス感染症対策の充実強化を図ること。
一．原油価格・物価高騰対策等を強力に推進し、地域経済の再生を図ること。
一．食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策を推進すること。
一．東日本大震災、豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。
一．東京一極集中を是正し、分散型の国づくりを強力に推進すること。
一．デジタル田園都市国家構想交付金等を拡充し、デジタルを活用した地域活性化と地方創生の更なる推進を図ること。
一．町村にとって命綱である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
一．情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進すること。
一．地方分権改革を推進すること。
一．地域からの脱炭素化推進を図ること。
一．田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
一．農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。
一．ＴＰＰ11や日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定等による影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと。
一．国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。
一．ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。
一．参議院の合区を早急に解消すること。
一．領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

令和4年11月17日
全国町村長大会

全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議

未曽有の甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も、大規模な地震や記録的豪雨、大型台風、大雪など様々な自然災害が、全国各地で毎年のように発生している。本年も7月から9月の記録的な豪雨により、全国の広い範囲で多くの人命や財産が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々町村長に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

よって、全国926町村長の総意として、以下の項目を国に求めるものである。

一　国及び自治体の連携、産学官の連携を一層促進し、我が国の総力を結集して、いかなる災害にも対応できる強靱でしなやかな国土づくりを推進すること。

一　地震・豪雨等これまでの災害で被災した地域の早急な復旧・復興を図り、被災住民が一日も早く生活再建を果たせるよう、万全の措置を講じること。併せて、農林漁業者や商工業者の事業再開等に向け、きめ細やかな支援策を講じること。

一　「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、激甚化・広域化する自然災害に対応するため、所要額を確保すること。

一　デジタル社会を支える重要な情報通信インフラである光ファイバ等について、条件不利地域等での公設事業による災害復旧については、道路等と同様の国庫補助制度及び地方債等地方財政措置を講じること。

一　人員の限られた町村においては、国の各地方関係機関の支援が極めて重要であることから、これらの組織体制の充実や機能強化とともに、町村との一層の連携協力体制を推進すること。

一　地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための各般にわたる人的・財政的支援を拡充すること。

以上決議する。

令和4年11月17日

全国町村長大会

新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生に関する特別決議

我が国において新型コロナウイルス感染症は、これまで長期にわたり感染の波を繰り返し、医療体制のひっ迫や社会経済活動への深刻な影響を及ぼしてきた。加えて、ウクライナ情勢や円安の進行に伴う原油価格・物価高騰等により、社会全体に閉塞感が漂い、人口減少・少子高齢化の進行による活力の低下とも相まって私たちの生活は安心感と安定感が失われている。

こうした難局を乗り越えるため、コロナ禍から学んだ経験と知恵を活かし、大きく落ち込んだ地域社会の様々なマイナスを一日も早く回復させることが急務となっている。いまこそ、新型コロナウイルス感染症対策の充実強化と地域経済の再生に向けた実効性のある取組を通じて国民の安全・安心な暮らしを実現しなくてはならない。

我々町村も食料自給や森林再生、再生可能エネルギーへの取組をはじめ、多様な地域資源を活かし、地方を再生し活力を生み出すことで、将来にわたり持続可能な地域社会を追究していく覚悟である。

よって、全国926町村長の総意として、山積する課題に対応した総合的な経済対策をはじめとする以下の各項目について、国に対して格段の対応を求めるものである。

一　新型コロナウイルスは今後も変異を繰り返し、収束までにはさらに大規模な感染拡大が生ずることも懸念されることから、地域における医療提供体制を充実強化するとともに、オミクロン株対応ワクチンの円滑な接種促進に向けた町村に対する支援と国民への積極的な広報など、命と健康を守るための対策を強力に推進すること。

一　長引くコロナ禍の影響や国際情勢の悪化に加え、原油価格・物価高騰、円安の急伸など様々な要因により、地方の中小企業者や観光・飲食業者、農林漁業者はかつてない厳しい状況にあるため、総合経済対策を早期に実施し、地域経済の早急な回復･再生に全力を挙げること。

一　人口減少・少子高齢化の課題を克服し、災禍に強く、持続可能な国づくり・地域づくりを推進するためには、「東京一極集中の是正」と「地方の活性化」は車の両輪の極めて重要な政策である。

コロナ禍を契機に地方への移住 ･定住への関心が高まっており、若者や都市住民の田園回帰等の流れを加速化することをはじめ、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル化 ・ 地方創生施策の充実強化など、あらゆる政策を総動員して「分散型の国づくり」を強力に推進すること。

以上決議する。

令和4年11月17日

全国町村長大会

食料安全保障の確立と持続可能な農業・農村政策の推進に関する特別決議

我が国の食料の生産や供給をめぐる状況はめまぐるしく変化している。新型コロナウイルスの長期化や国際情勢の急速な悪化、世界規模での異常気象や自然災害の頻発は、肥料や飼料、農産物等の輸入依存による新たなリスクを顕在化させ、食料安全保障に対する懸念が急速に高まっている。

政府は食料安全保障の確立のため、「食料・農業・農村基本法」の検証作業を本格化させ、必要な施策等を検討するとしている。

このような中、農業・農村では、担い手の減少、集落機能の低下、耕作放棄地の増加にともなう農業生産力の低下など厳しい状況にある一方で、コロナ禍において、田園回帰の志向が高まりをみせるなど、新たな人の流れも見られる。

農業・農村は、国民が生きていくために不可欠な食料の生産の場としての重要な役割を果たしているとともに、エネルギーの供給、水源のかん養、自然環境の保全、良質な景観の形成など、都市を含め国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

我々町村は、「農業の発展」と「農村の振興」を追求することが、食料安全保障の強化や持続可能な地域の確立、強靱な国土の維持・形成につながるものと考える。

このため、全国926町村長の総意として、下記事項の実現を強く求めるものである。

一　食料安全保障の強化・確立を図るため、国際情勢の変化等に長期的に対応しうる国内生産力の強化や生産者の所得向上、担い手の確保等に向け、中山間地域農業を含めた抜本的な対策を講じること。

一　農業・農村の持続的な発展を図るため、産業政策に偏重することなく、田園回帰の流れも汲み取った、農村政策のさらなる強化を図ること。

一　食料自給率の向上と持続可能な農業・農村の実現を図るため、安心・安全な国内農産物の安定供給に対する支援とともに、食料消費のみならず、農業・農村全体に対する国民の理解醸成に一層取り組むこと。

以上決議する。

令和4年11月17日
全国町村長大会

大会議長

全国町村会副会長・会長代行
京都府井手町長
汐見　明男

大会司会者

全国町村会副会長・会長代行
香川県宇多津町長
谷川　俊博

記者会見

▶大会終了後の記者会見の様子

全国町村長大会来賓氏名

全国町村長大会には、次の国会議員（来賓挨拶をされた大臣等を除く）の方々が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は203名（本人出席者88名＝衆議院議員48名・参議院議員40名　代理出席者は115名＝衆議院議員77名・参議院議員38名）。来賓の方々のお名前は次のとおりです。（敬称略・順不同）

本人出席者

（衆議院議員）（48名）

稲津　久	北海道	（小選挙区）
逢坂　誠二	〃	
中村　裕之	〃	
松木けんこう	〃	
江渡　聡徳	青森	
階　猛	岩手	
金子　恵美	福島	
三ッ林裕巳	埼玉	
森　英介	千葉	
松原　仁	東京	
梅谷　守	新潟	
細田　健一	〃	
髙木　毅	福井	
堀内　詔子	山梨	
若林　健太	長野	
勝俣　孝明	静岡	
今枝宗一郎	愛知	
上野賢一郎	滋賀	
本田　太郎	京都	
田野瀬太道	奈良	
仁木　博文	徳島	
山口　俊一	〃	
長谷川淳二	愛媛	
尾﨑　正直	高知	
金子　恭之	熊本	
木原　稔	〃	
坂本　哲志	〃	
衛藤征士郎	大分	
野間　健	鹿児島	
三反園　訓	〃	
宮路　拓馬	〃	
森山　裕	鹿児島	
西銘恒三郎	沖縄	（比例区）
鈴木　貴子	北海道	
中川　郁子	〃	
石川　昭政	北関東	
角田　秀穂	南関東	
神津たけし	北陸信越	
髙鳥　修一	〃	
塚田　一郎	〃	
務台　俊介	〃	
山本　左近	東海	
あべ　俊子	中国	
空本　誠喜	〃	
髙階恵美子	〃	
山本　有二	四国	
小里　泰弘	九州	
末次　精一	〃	

（参議院議員）（40名）

高橋はるみ	北海道	
船橋　利実	〃	
星　北斗	福島	
加藤　明良	茨城	
上月　良祐	〃	
堂込麻紀子	〃	
高橋　克法	栃木	
中曽根弘文	群馬	
伊藤　岳	埼玉	
上田　清司	〃	
豊田　俊郎	千葉	
小林　一大	新潟	
滝波　宏文	福井	
永井　学	山梨	
大野　泰正	岐阜	
渡辺　猛之	〃	
榛葉賀津也	静岡	
若林　洋平	〃	
里見　隆治	愛知	
山本佐知子	三重	
嘉田由紀子	滋賀	
太田　房江	大阪	
片山　大介	兵庫	
清水　貴之	〃	
堀井　巌	奈良	
石井　正弘	岡山	
江島　潔	山口	
北村　経夫	〃	
山本　順三	愛媛	
下野　六太	福岡	
山下　雄平	佐賀	
古賀友一郎	長崎	
青島　健太	比例	
石井　苗子	〃	
越智　俊之	〃	
梶原　大介	〃	
新妻　秀規	〃	
藤井　一博	〃	
藤木　眞也	〃	
山田　俊男	〃	

代理出席者

（衆議院議員）（77名）

東　国幹	北海道	
伊東　良孝	〃	
高木　宏壽	〃	
木村　次郎	青森	
鈴木　俊一	岩手	
安住　淳	宮城	
西村　明宏	〃	
冨樫　博之	秋田	
御法川信英	〃	
加藤　鮎子	山形	
浅野　哲	茨城	
梶山　弘志	〃	
永岡　桂子	〃	
額賀福志郎	〃	
福島　伸享	〃	
簗　和生	栃木	
小渕　優子	群馬	
笹川　博義	〃	
大塚　拓	埼玉	
柴山　昌彦	〃	
山口　晋	〃	
井上　信治	東京	
小倉　將信	〃	
牧島かれん	神奈川	
上田　英俊	富山	
橘　慶一郎	〃	
佐々木　紀	石川	
稲田　朋美	福井	
宮下　一郎	長野	
棚橋　泰文	岐阜	
野田　聖子	〃	
武藤　容治	〃	
大岡　敏孝	滋賀	
北神　圭朗	京都	
山口　壯	兵庫	
石田　真敏	和歌山	
二階　俊博	〃	
赤澤　亮正	鳥取	
石破　茂	〃	
高見　康裕	島根	
平沼正二郎	岡山	
佐藤　公治	広島	
新谷　正義	〃	
岸　信夫	山口	
井原　巧	愛媛	
村上誠一郎	〃	
麻生　太郎	福岡	
武田　良太	福岡	

（小選挙区）

宮内秀樹　〃
谷川弥一　長崎
西岡秀子　〃
渡辺創　宮崎

（比例区）
上杉謙太郎　東北
亀岡偉民　〃
津島淳　〃
尾身朝子　北関東
輿水恵一　〃
髙橋英明　〃
福重隆浩　〃
藤岡隆雄　〃
たがや亮　南関東
河西宏一　東京
鷲尾英一郎　北陸信越
石原正敬　東海
大口善徳　〃
田中健　〃
宮澤博行　〃
吉田統彦　〃
池畑浩太朗　近畿
遠藤良太　〃
奥野信亮　〃
掘井健智　近畿

阿部弘樹　九州
國場幸之助　〃
古川康　〃
宮﨑政久　〃
吉田久美子　〃

（参議院議員）
（38名）
岩本剛人　北海道
長谷川岳　〃
広瀬めぐみ　岩手
櫻井充　宮城
石井浩郎　秋田
芳賀道也　山形
清水真人　群馬
関口昌一　埼玉
古川俊治　〃
石井準一　千葉
朝日健太郎　東京
塩村あやか　〃
佐々木さやか　神奈川
野上浩太郎　富山
羽田次郎　長野
酒井庸行　愛知
藤川政人　〃
吉川ゆうみ　三重

伊藤孝江　兵庫
加田裕之　〃
世耕弘成　和歌山
舞立昇治　﨟・纈
小野田紀美　岡山
森本真治　広島
大家敏志　福岡
馬場成志　熊本
松村祥史　〃
長峯誠　宮崎
尾辻秀久　鹿児島
今井絵理子　比例
自見はなこ　〃
鈴木宗男　〃
中条きよし　〃
橋本聖子　〃
本田顕子　〃
三浦靖　〃
三木亨　〃
宮崎雅夫　〃

【祝電メッセージ】

（衆議院議員）
（13名）
（小選挙区）
堀内詔子　山梨

西村智奈美　新潟
勝目康　京都

（比例区）
馬場雄基　東北
石井啓一　北関東
尾身朝子　〃
門山宏哲　南関東
鈴木敦　〃
中谷一馬　〃
池畑浩太朗　近畿
柳本顕　〃
鰐淵洋子　〃
山本剛正　九州

（参議院議員）
（6名）
梅村みずほ　大阪
森本真治　広島

（比例区）
足立敏之　比例
佐藤正久　〃
新妻秀規　〃
室井邦彦　〃

全国町村長大会要望

１．大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

東日本大震災から11年を迎え、国は、「第２期復興・創生期間」においても、引き続き、必要な支援を実施しているが、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきが見られるほか、東京電力福島第一原発事故の影響を受けた地域では、いまだ約3万人の住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。

甚大な人的・物的被害をもたらした平成28年熊本地震等による被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところである。

また、令和４年７月から９月の豪雨等、近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、人的・物的に甚大な被害が発生するとともに、産業や観光業等に多大な影響が生じており、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、国は次の事項を実現すること。

Ⅰ．東日本大震災からの復興

１．「第２期復興・創生期間」における万全な財政支援等

「第２期復興・創生期間」においても、引き続き、財政基盤の脆弱な被災町村が、復興事業を着実かつ円滑に推進できるよう、国は、新たな「基本方針」（令和３年３月９日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講じること。

復興庁については、被災町村の意見を十分に踏まえ、必要な事業が確実に実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、復興庁を司令塔として全省庁体制で復興及び諸課題解決に取り組む体制を構築すること。

２．医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援

(1) 被災者・避難者に対する医療・福祉サービスを安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うこと。

(2) 高齢者を始めとする被災者・避難者、児童・生徒及び教職員の心のケアについて、十分な支援を行うこと。

３．地域産業の復興支援

(1) 農林水産業の復旧・復興に向け、農業・農村の復興マスタープラン及び水産基本計画等によって着実に推進すること。

(2) 東京電力福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、又は証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に及んでいるため、放射性物質を迅速かつ効率的に検査する方法を開発するとともに、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を強力に推進すること。

(3) 被災した事業者の二重債務問題等の解決に向け、引き続き債権買取支援等を行うため、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業及び中小企業再生支援事業を引き続き継続すること。

４．復興事業については、復興が完了するまでの間、現地の意見を十分に踏まえ着実に推進すること。

５．被災市町村への人的支援

全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。

Ⅱ．原子力災害対策

１．復興・創生期間後の原子力災害からの復興

『第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』に基づき、原子力災害からの復興を着実に進めること。

また、町村によって復興の状況や直面する課題が異なることから、一律の復興施策ではなく、復興のステージに応じたきめ細かな対応を図るとともに、復興が成し遂げられるまで必要な予算を十分かつ確実に確保すること。

２．原発事故の早期収束と廃炉に向けた取組

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を踏まえ、東京電力福島第一原発事故の早期収束に万全を期すこと。

また、福島第一原発の廃炉に向けた取組については、安全を最優先として、「中長期ロードマップ」に基づき世界の英知を結集し、国が前面に立ち総力を挙げて取り組むとともに、作業員や現場を管理・監督できる人材の育成・確保に国として積極的に取り組むこと。

福島第二原発の廃炉についても、安全を最優先に着実に取り組むとともに、原子力政策を進めてきた国の責任として、使用済み燃料の処分方法など諸課題の解決に事業者とともに積極的に取り組むこと。

３．ＡＬＰＳ処理水の処分に関する責任ある対応

(1) ＡＬＰＳ処理水の海洋放出による処分は、福島だけではなく我が国全体の問題であるとの認識の下、行動計画に基づき、漁業者をはじめ関係者に説明を尽くすとともに、第三者機関による客観性・透明性の高い放出前の放射性物質の測定結果、希釈設備の稼働状況、放出後の海域モニタリング結果等の国内外に対する正確な情報発信など、万全の対策を講じること。

(2) 風評が発生した場合は、機動的な対策を講じるとともに、被害者の立場に寄り添った賠償を東京電力に行わせるなど、国が最後まで責任をもって対応すること。

(3) 処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制させるとともに、トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。

４．住民帰還に向けた環境整備と被災者等への支援の充実

(1) 避難指示を受けた住民全てが将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再

建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開・営業継続、道路整備、地域公共交通網の構築、魅力ある働く場づくりなど、帰還に向けた環境整備を更に促進すること。

特に、保健医療福祉を担う人材不足が依然として深刻であることから、医師・看護職員、介護職員等の人材確保に向けた支援を強化すること。

(2) 避難指示が解除された市町村への移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に向けた予算を十分確保するとともに、魅力あるまちづくりへの支援を行うこと。

(3) 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

また、特定復興再生拠点区域整備においては、十分な予算を確保するとともに、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下、最後まで確実に行うこと。

特に、現場保管が続く８、０００Ｂｑ／ｋｇ以上の建設発生土について、早急に中間貯蔵施設への搬入を決定すること。

(4) 特定復興再生拠点区域以外の対応については、帰還意向のない住民の土地や家屋の取扱いなど残された課題を地元町村と真摯に協議を重ね、その意向を十分踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示解除に向けて最後まで責任をもって取り組むこと。

また、今後実施される特定復興再生拠点区域以外での復興事業において、高線量のため再利用等ができない土砂の発生により事業実施の妨げとなることがないよう、事前に除染するなど国が責任をもって必要な措置を講じること。

(5) 避難指示解除区域における防犯・防火対策を更に強化するため、十分な支援を講じること。

(6) 避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周辺地域を含め、甚大な被害を及ぼしていることから、住民帰還に向けた環境整備を進めるため、抜本的な鳥獣被害防止対策を講じること。

(7) 災害時要配慮者である高齢者や障害者、乳幼児などに対する見守りや心のケア等の取組への支援を強化すること。

(8) 子ども・被災者生活支援法に基づく施策の実施に当たっては、被災者の意見や地域の実情に十分配慮し、真に被災者が必要とする施策を講じること。

また、放射性物質の健康に対する影響は将来的に顕在化するとされているため、福島県や影響が及んでいる他の地域の住民に対する健康検査や疾病予防、治療等に万全の措置を講じること。

(9) 全国の児童生徒及び国民が放射線や福島県の実情に係る知識を正しく理解することができるよう、福島特措法に基づき、教育委員会や学校が行う取組への支援をしっかりと行うとともに、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進すること。

(10) 原子力災害地域での企業誘致を更に促進させるため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金制度を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

5. 被害の実態に見合った賠償と賠償請求未了者への周知等

(1) 原子力損害の賠償に当たっては、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行わせること。

また、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等を始め、商工業者・農林業者の営業損害や個別請求に対し、誠意ある対応を徹底させるとともに、不利益の生じることのないよう、相当因果関係がある損害が継続する限り、確実に賠償させること。

さらに、放射性物質に係る各種検査費用やそれに伴う人件費、風評払拭に向けた取組等の行政費用等、市町村が支払った経費についても、確実に負担させること。

(2) 慰謝料等の増額を求めた集団訴訟において、最高裁判所の決定により複数の控訴審判決が確定したことを受け、多くの被害者に共通する損害は、類型化による「指針」への反映によって迅速、公平かつ適正に賠償がなされるべきとの考えの下、原子力損害賠償紛争審査会において「指針」の見直しを含め適切に対応すること。

6. フォローアップ除染の実施と放射性廃棄物処理の加速化

(1) フォローアップ除染の実施など除染後の線量実態に応じた必要な措置を確実に実施するとともに、必要な経費は国が確実に負担すること。

また、除去土壌の減容・再利用の技術開発や実証実験の実施に当たっては、安全を最優先とすることはもとより、国民理解の醸成を図りながら進めること。

(2) 間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、農業用ダム・ため池の放射性物質対策を確実に実施できるよう、予算を確保すること。

特に、帰還困難区域にある農業用ダム・ため池においても確実に放射性物質対策を実施できるよう、第２期復興・創生期間以降も事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

(3) 除去土壌等の仮置き場として使用された農地や除染後の農地について、地力の回復が不十分であるなどの支障が生じていることから、引き続き国の責任によりその解消のために必要な措置を講じること。

また、除去土壌等が搬出された後の仮置き場の原状回復に当たっては、市町村の意向が反映できるよう、柔軟に対応すること。

(4)「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る実施計画」に基づき、特定復興再生拠点区域から発生した除去土壌等の搬入を着実に進めるとともに、特定廃棄物埋立処分事業により処分される廃棄物を含め、国が責任をもって福島県内の放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵すること。

また、法律で規定されている中間貯蔵施設へ搬入開始後30年以内の県外最終処分に向けて、全国民的な理解醸成活動を更に推進するとともに、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を早期に明示すること。

7. 風評払拭及び風化防止に向けた取組の強化

(1)「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、原子力災害に伴う風評払拭及び風化防止に向け、国内外に対する正確な情報発信を強化すること。とりわけ、福島県産品の販路回復・開拓やインバウンドを含めた観光誘客の促進、教育旅

行の回復に向けた継続的な取組が重要であることから、市町村が行う取組への財政支援について、十分な財源を継続的に確保すること。

(2) 福島県農林水産業復興創生事業による生産から流通・販売に至る総合的な対策について、風評の影響がなくなるまで継続して実施するとともに、流通実態調査の結果に基づき、流通関係団体への指導・助言等必要な措置を引き続き講じること。

8. 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

福島イノベーション・コースト構想の推進による新たな産業の創出を図ること。

また、地元企業の参入を促進し、震災・原発事故により甚大な被害を受けた福島県浜通りにおける産業の集積と交流人口の拡大、人材の育成を図るとともに、本構想により生み出される成果を我が国全体へ波及させること。

9. 福島国際研究教育機構の整備

福島国際研究教育機構が「世界に冠たる創造的中核拠点」となるよう、研究開発や産業化、人材育成機能の具体化を図り、司令塔機能が最大限に発揮できる体制を構築すること。

また、その役割や成果を国内外に発信しながら、立地地域のみならず福島県浜通り地域等全体の一体的、総合的な復興に資する拠点となるよう、施設や周辺環境の整備計画を含めた事業全体の今後の年次ごとの具体的なロードマップを示しながら、設立後速やかに事業に着手し、基本構想の早期の具現化を図ること。

10. 原発の安全規制等の在り方

(1) 原発の安全規制等については、原発行政に対する国民の不安と不信が払拭されていないため、国民の信頼回復に向け万全を期すこと。

特に、原発事故から得た教訓等を今後の安全規制や原子力政策に確実に反映させること。

(2) 原発の再稼働に当たっては、電力需給の見込みだけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、地元自治体や住民の納得を得た後に再稼働の是非を決めること。

(3) 原発立地地域等の住民の安全・安心を確保するため、緊急避難用道路や災害用重機搬入路等を早急に整備するとともに、原子力防災対策の在り方について科学的知見に基づき見直すこと。

(4) 有事に備えた原子力発電施設等の防護対策を強化すること。

Ⅲ. 平成28年熊本地震からの復旧・復興対策

被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たしていくためには、国による万全な支援が不可欠であることから、下記事項について特段の措置を講じること。

1. 新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な予算の確保について、引き続き特別の措置を講じること。

特に、コミュニティの再生や区画整理等の復興事業に対して、中長期的な財政支援を講じること。

2. 地域の足・観光の足として大きな役割を担う南阿蘇鉄道の一日も早い復旧に向け強力な支援を行うこと。

3. 被災した医療施設・介護施設・福祉施設等の再開やサービス提供の継続に対し、医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うとともに、高齢者や障害者をはじめとする被災者の心のケアについて、十分な支援を講じること。

4. 被災した児童生徒等の心のケア等に係るスクールカウンセラーの配置について、災害時緊急スクールカウンセラー活用事業による財政支援を継続すること。

5. 全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

Ⅳ. 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

1. 令和４年７月から９月の豪雨等、近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

また、東日本大震災や平成28年熊本地震以降も、近年では平成30年北海道胆振東部地震や令和４年福島県沖地震をはじめとする大規模地震が発生し被害をもたらしている。

したがって、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

なお、個別避難計画の策定については、介護支援専門職や福祉専門職との連携が重要であることから、国における連携体制の構築及び財政支援の拡充を図ること。

2. 非常時における電源や通信確保のための資機材の整備を図るとともに、電気、ガス、上下水道等のライフラインや交通インフラの早急な復旧のための連携体制を強化すること。

また、住宅の応急修理等に対する支援対象条件の拡大等、災害救助法における応急救助内容の拡充を図ること。

3. 平成29年７月九州北部豪雨、平成30年７月豪雨、令和元年東日本台風及び令和２年７月豪雨等による災害からの復旧・復興を支援するため、全国の市町村から人的支援を行う「市町村職員の派遣スキーム」等による職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

4. 大規模災害時に生じる災害廃棄物の処理については、被災町村の負担とならないよう、国において万全の財政支援措置を講じること。

5. 近年、全国各地で甚大な被害をもたらす災害が頻発していることから、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税（仮称）」の創設による基金の設置や「災

害復旧国債（仮称）」の創設等、税財源の確保を検討すること。

6．被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、被災地の実情に応じて適用期間を延長すること。

Ⅴ．全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

1．「災害対策基本法」「大規模災害からの復興に関する法律」「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」「首都直下地震対策特別措置法」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、頻発化する豪雨・大型台風等の風水害や火山災害等、広域化・激甚化する自然災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

2．国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

3．大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

4．災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や、災害対応の中枢的役割を担う役場庁舎の耐震化に対し財政支援を強化すること。

5．町村では技術系職員の不足により、老朽化したインフラの点検・改修等に支障が生じる懸念があることから、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

6．「緊急浚渫推進事業」「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、迅速かつ、効果的な事業運営が図られるよう、対象事業を拡充するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

また、ハザードマップの作成及び更新等には多額の費用や長期にわたる作成期間を要することから、ハザードマップの作成等に対する財政的・技術的支援の拡充を図ること。

7．地方公共団体の庁舎等について、災害時の人命救助で重要とされる72時間以上稼働が可能な非常電源装置等の整備及び機器の更新や燃料タンクの増設に対する財政支援の強化を図ること。

また、災害時に非常用電源として公民館等の小規模施設でも活用できる電気自動車の購入等に対する財政支援を拡充すること。

8．南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震、津波、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

また、自治体との連携の下、これら災害に対する調査研究が、より一層推進されるよう、必要額を確保すること。

9．被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すとともに、対象となる被災世帯を「半壊」など日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。

10．耐震対策緊急促進事業に係る地震防災対策用資産の取得促進に係る税制上の特例期間の延長及び優遇措置の対象エリアを拡大すること。

11．都道府県の調整機能を確実に担保するとともに、総理大臣による救助実施市の指定に当たっては都道府県と指定都市の連携体制の確認を確実に行うなど、広域的な災害時に必要な物資の供給、役務の提供等に不均衡が生じない制度設計を行うこと。

12．海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業を始めとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等の在り方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池や急傾斜地等の危険箇所の整備を推進するため、必要額を確保すること。

13．火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

14．改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の補助対象基準の緩和など、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

15．固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。

また、衛星携帯電話の整備やＡＭ・ＦＭラジオの難聴地域の解消等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

16．Ｊアラート・Ｌアラートを始め多様な情報提供手段を活用し、迅速かつ分かりやすい災害・危機管理情報の提供を行うなどにより、国民の安全・安心を守るための防災・危機管理体制の更なる充実強化に取り組むこと。

2．地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生とデジタル社会の更なる推進

農山漁村地域を多く抱える町村では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取組を進めてきている。

町村が進める地方創生の取組は、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会づくりの基礎であり、活力ある国づくりの実現につながるものである。

また、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル化・地方活性化関連の政策を推進することにより、地方への移住・定住、田園回帰の本格化といった新たな価値観を一層定着させていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．地方創生の推進

(1) 町村では、農山漁村の地域資源を掘り起こし有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て・学校教育・地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいくことから、これらの施策について、制度的にも、財政的にも支援すること。

(2) 東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用、新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転等、引き続き積極的に支援すること。

(3) 地方創生推進交付金など3つの交付金を統合し、新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想による地方の活性化に向けた支援を進めることとされたが、町村が総合戦略に基づいた目標達成のために取り組む地方創生の施策を引き続き積極的に支援するとともに、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を新たに進めることができるよう、同交付金を拡充するとともに、地域の実情に配慮し一層使い勝手の良いものとすること。

(4) 町村が、第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及びデジタル田園都市国家構想交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。

(5) 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

また、地域での活躍が今後も期待される地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、例えば、地域の伝統産業等や伝統技術・伝統文化の存続・継承など切実な地域課題解決にも一層貢献できるよう、更なる制度の充実を図ること。

(6) 地方への移住・定住や二地域居住等の地方への人の流れを大きくかつスムーズにするため、転居・転校等の移動に伴う各種手続きをワンストップ化するとともに、兼業・副業を促進するなど、デジタル化推進を活用しながら多様な人材が地域で暮らし活躍できるよう、町村に対し積極的な支援を行うこと。

(7) 地方への移住や定住を希望する国民のニーズに応えるため、情報提供体制の充実や農林漁業の後継者対策など就業対策の強化、医療や教育体制の充実等による居住環境の整備を図り、田園回帰の流れを加速すること。

(8) 地域づくりや地域の活性化に重要な役割を担うことが期待されている「関係人口」拡大への更なる支援拡充を行うとともに、二地域居住、サテライトオフィス、ワーケーション等を一層積極的に促進すること。

(9) 現行の市街化調整区域制度等は人口増加・郊外スプロール化の時代を前提としたものであり、地方創生を進める上で、人口減少下での町村集落地域の再生・活性化の障害となる事態も生じていることから、移住・定住やリモートワーク等を推進する田園回帰の時代にふさわしい土地利用制度の見直し・柔軟化を図ること。

(10) デジタル社会の推進に当たっては、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取組に対する財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。

また、町村が行う光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新に係る経費についても財政支援を拡充すること。

(11) 地域課題の解決に向けた取組を行うため、地域運営組織を設立・運営する場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、地域運営組織の活動の活発化や、法人化した場合に必要となる人材の育成・確保について、各地域運営組織の実情に応じた支援を行うこと。

(12) 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく事業について、相談体制の整備や制度についての周知を徹底し、事業協同組合を円滑に設立・運営できるよう支援すること。

(13) 地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの配置に係る制度の創設や財政支援を行うとともに、必要な能力を備えたコーディネーターの養成や育成を行うこと。

(14) 地方の国立大学には地域振興に役立つ研究事例や成果があることから、これをより一層還元するとともに、その保有する資産について、地域開放や地域における利活用を積極的に推進すること。

(15) 「地方創生人材支援制度」については、希望する町村に適切な人材が派遣されるよう、必要な人材を確保すること。

(16) 条件不利地域等町村部において、医療・介護等の専門人材の確保が困難となっていることから、職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。

2．社会保障に係る必要財源の安定的確保

町村が取り組む社会保障の充実のための諸施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を安定的に確保すること。

3．地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、国は十分な予算額を確保するとともに適切な支援措置を講じること。

4．子育て支援の充実

(1) 幼児教育・保育の無償化の財源については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(2) 町村が地域の実情に応じ、全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保す

ること。

(3) 地域における保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実など、一層の人材確保に取り組むこと。

(4) 子どもとその家庭及び妊産婦等に、市町村が切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、国においては十分な財政支援等を行うとともに、適切な措置を講じること。

また、不妊治療等への支援制度を拡充すること。

(5) 児童虐待防止対策に地域全体で取り組めるよう、市町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

5. 介護サービスの基盤確保

(1)「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。

また、中山間地域や離島等においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。

(2) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。

(3) 生活支援サービス等を担うＮＰＯやボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。

3. 町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

1. 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

(1) 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。

その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

(3) 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、町村に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。

地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、町村においては、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。特に、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は新たに設けないこととし、既存の計画についても統廃合等の見直しを進めること。

さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

(4) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

2. 地方分権改革に関する「提案募集方式」

(1) 地方からの提案については、可能な限り実現すること。

(2) 移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

3. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。

4. 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

5. 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

6. 道州制は導入しないこと。

4. 町村財政基盤の確立

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

一方、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞により、厳しい財政運営を強いられている。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。よって、国は次の事項を実現すること。

1. 町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

② 地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きい税目構成とすること。

(2) 個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。

その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような

新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

(3) 固定資産税の安定的確保

① 固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

② 土地に係る負担調整措置における商業地等の課税標準額の上昇幅を令和４年度に限り２・５％とする措置が講じられたが、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある事業者への支援は本来予算措置等により対応するべきもので、市町村の基幹税である固定資産税を用いるべきではない。

したがって、令和５年度は負担の均衡化に向けて既定の負担調整措置を確実に実施すること。

③ 土地の税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し所要の見直しを行うこと。

④ 平成30年度において「生産性革命」の一環として創設された償却資産の減税特例制度については、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、期限の到来をもって確実に終了すること。

(4) 電気・ガス供給業に対する法人事業税については、地方税収の安定化に大きく貢献しており、法人事業税収の一定割合は市町村へ交付され貴重な財源となっていることから収入金額課税方式を堅持すること。

(5) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。

自動車関係諸税の在り方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(6) ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の７割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。

所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を断固堅持すること。

(7) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(8) 航空機燃料譲与税については、譲与割合の引上げ措置が令和５年３月末までとなっているが、空港関係町村における航空機の騒音等による障害の防止や空港周辺整備等に要する貴重な財源となっていることから、特例措置の延長等、町村に減収が生じないようにすること。

(9) 地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、更に整理合理化すること。

(10) 町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。

また、町村の基幹税務システムの標準化の検討に当たっては、町村の意見を十分に踏まえるとともに、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。

(11) 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知の電子化に当たっては、町村の意見を踏まえること。

また、町村におけるシステム改修等に係る経費について地方財政措置を講じるとともに、特別徴収義務者及び納税義務者への周知を図ること。

(12) 学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進に係る業務システムの導入費等、必要な費用について十分な財政支援を講じること。

２．地方交付税の充実確保等

(1) 新型コロナウイルス感染症を克服し、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。

また、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。

(3) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であるので、これを堅持すること。

(4) 過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

(5) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。

(6) 交付税特会借入金の償還については、償還計画のとおり確実に行い、財政健全化に努めること。

(7) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の算定需要の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財

政運営に支障を来すことのないようにすること。

(8) 基準財政需要額の算定については、そもそも行政コストの差は、人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域や離島等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

(9) 業務改革の取組等の成果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論については、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自らの行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

(10) 地域手当については、近隣市町村間で大きな差が生じていることにより、人材確保に支障が生じていることから、早期に必要な見直しを行うこと。

(11) 地方公務員の定年引上げについて、地域の実情を考慮した弾力的な運用を基本とするとともに、若年層を含め地域事情に応じた雇用機会の確保が引き続き図られるよう、必要な地方財政措置を講じること。

(12) 地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」（「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」）に変更すること。

(13) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を経由せずに地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

3．地方債の充実改善

(1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。

また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業を拡充するとともに、財政措置を充実強化すること。

(3) 累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障を生じることのないよう、万全の財政措置を講じること。

5．デジタル化施策の推進

官民を問わずデジタル化は我が国喫緊の課題である。町村がかけがえのない役割をこれからも担い、直面する課題・リスクに的確に対応するためには、デジタル化の推進及びデジタル技術の活用に真正面から取り組んでいかなければならない。

国においては、その前提となる情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．行政のデジタル化等

(1) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進に当たっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。

(2) 専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた更なる人的支援を行うこと。

また、国等における研修を更に充実するとともに、ｅ-ラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容を体系化することにより、町村の人材育成を支援すること。

(3) 町村の情報システムの標準化・共同化及びガバメントクラウドの構築については、早期に的確な情報提供を行うとともに、町村の意見を十分に踏まえたきめ細やかな対応を行うこと。

また、やむを得ない事情により令和７年度までに標準準拠システムに移行できない町村に対し、不利益が生じないようにすること。

(4) 条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じるとともに、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

(5) マイナンバー制度の運用に当たっては、広く国民に周知し理解を得ること。

また、マイナンバーカード取得促進に係る各種施策を受けた交付申請数の増大によって、交付事務を担う町村窓口の負担が過大とならないよう、申請手続・交付事務の簡素化やシステムの安定稼働等万全の対策を講じること。

さらに、マイナンバーカードの交付申請数の増大に対応するために必要となるマイナンバーカード交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。

(6) マイナンバーカードの取得率の向上に資するため、カードの利活用の機会を増やすなど住民がカード取得によるメリットを実感しやすい仕組みを構築すること。

(7) マイナンバー制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。

特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担について、万全な地方財政措置を講じること。

(8) マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。

(9) 町村においても、今後ますますサイバー攻撃や情報漏洩等に対するセキュリティ対策が必要となることから、万全の技術的・人的・財政的支援を講じること。

(10) デジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に取り組む際に障害となる規制等について、積極的に見直しを行うこと。

また、デジタル技術を活用した補助金申請手続きの簡素化やデジタルに対応した申請様式の統一等を更に推進し、事務負担の

軽減を図ること。

2．情報通信基盤の整備促進等

(1) 条件不利地域等において町村が実施する光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新について必要な支援を行うこと。

あわせて、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな交付金制度の創設に当たっては、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理に係る費用の双方を支援の対象とすること。

また、離島や中山間地域等不採算地域において、光ファイバや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者への財政支援を拡充すること。

なお、ローカル５Ｇの普及については、町村においても利活用のニーズが予測されることから開発実証を積極的に進めること。

(2) 町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

(3) 地上デジタルテレビ放送の通信施設を公設で整備している町村に対して、更新に係る費用を国が支援すること。

3．地方公共団体の個人情報保護制度の見直しに当たっては、地方公共団体の個人情報保護条例等の改正に際しての事務負担に配慮するとともに、必要な情報提供を行うこと。

6．地方創生の実現に向けた国土政策の推進

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の総合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないが、とりわけ相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務である。

さらに、今後の国土政策においては、人口減少・少子高齢化が続く中で、「持続可能な国づくり・地域づくり」「都市・農山漁村共生社会の実現」に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を将来にわたって担っていけるよう、地方分散型で地方を重視した国土政策を強力に展開する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．国土政策の推進にあたっては、町村が、少ない人口ながら４割におよぶ広い国土を守り育み、伝統文化の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、国土の保全、災害危機対応など、国民生活にとって欠くことのできない極めて重要な役割を担い続けていることを踏まえ、「地方分散型の国づくり」や「将来にわたり持続可能で安全安心な地域社会」を実現することができるよう、各分野にわたる諸施策を積極的に展開すること。

また、新たな国土形成計画の策定検討にあたっても、これらを十分に反映したものとすること。

2．国土形成計画（全国計画 平成27年８月閣議決定）において重要な柱とされた「都市と農山漁村の共生」の実現に向け、住民の生活環境の確保や利便性を高めるための施策を推進すること。

また、「小さな拠点」をはじめ、地域運営組織（ＲＭＯ）や特定地域づくり事業協同組合等の活動への支援等、個性ある地方の創生のための町村の取組を積極的に支援すること。

3．地方創生を強力に推進する上で重要な高速自動車国道、一般国道、地方道等の連携による道路ネットワークを整備促進するとともに、長期安定的に必要な財源を確保すること。

4．地域公共交通の維持・確保

(1) 中山間地域、過疎、離島、半島等の条件不利地域を始め、町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通等生活交通ネットワークの確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。

(2) 町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を充実強化すること。

(3) 地域公共交通確保維持事業費の補助要件となる地域公共交通計画の策定に対し、十分な支援措置を講じること。

(4) 鉄道は沿線の町村にとって重要な地域公共交通であることから、地域鉄道を維持するための補助経費や利用促進・活用を推進する取組に対し、十分な支援を行うこと。

また、地域の鉄道のあり方について国の主体的な関与等により地方自治体や鉄道事業者等が協議する新たな枠組みについては、関係する地方自治体の意見を十分に反映できるものとするとともに、その協議に基づく対応について財政支援の充実を図ること。

5．町村におけるガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。

6．所有者不明土地対策の推進

(1) 所有者不明土地の発生を予防する仕組みの更なる充実を図るとともに、所有者不明となった土地の管理責任の所在等について引き続き検討を行うこと。

(2) 町村が住民の生活環境保全のために実施する相続財産管理人選任申立について、事務手続きの簡素化及び予納金の在り方等財政負担の軽減を図ること。

7．土地基本方針に基づく個別施策の推進に当たっては、町村は土地に関する専門的な職員が少なく、財政的・人的にも対応が困難であることや地域の実態を踏まえ、新たな計画の策定や役割について、一律に義務付けを行わないこと。

8．町村が実施する地籍調査を円滑に実施できるよう必要額を確保すること。また、リモートセンシングデータの活用など新手法の導入に対し、技術的・財政的支援を充実強化すること。

9．空き家対策の推進

(1) 町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、福祉関連情報の活用、緊急安全措置（即時強制）の規定整備、借地上にある空き家対策等について積極的に検討を行うこと。

(2) 行政代執行や略式代執行、緊急安全措置、財産管理人選任申立等、町村が実施する空き家対策に要する費用に対する財政措置を充実強化すること。

(3) 空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備を始め地方創生の観点からも重要であることから、デジタル田園都市国家構想交付金等により、積極的に支援を行うこと。

(4) 空き家対策は、所有者不明土地対策とも密接に関係することがあるため、一体的に検討を行うこと。

10．吹付アスベスト（非飛散性アスベストを含む）等が施工されている公共施設の老朽化等に伴う解体・改修事業に対する財政措置を充実強化するとともに、当該事業に係る処理基準や技術的な助言を、速やかに情報提供すること。

11．近年、建設費の高騰等が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼすことのないよう、早期に補助率、補助単価等について実態に即した引上げを行うこと。

7．環境保全対策の推進

ＳＤＧｓやパリ協定という国際的な共通目標の下、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す動きが加速している中、我が国においても２０５０年カーボンニュートラル及び２０３０年ＧＨＧ排出削減目標の実現に向け、これまで以上に国、地方自治体、企業等の連携及び各機関による実現に向けた取組が求められている。

よって、国は、次の事項を実現すること。

1．グリーン（脱炭素化）社会の推進

(1) 豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、グリーン（脱炭素化）社会の実現とともに、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。

(2) 新たに創設された地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和を行うとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。

(3) ２０３５年に乗用車の新車販売で電気自動車１００％の実現が表明されたことを踏まえ、充電インフラの整備について、補助要件の大幅拡充など、更に積極的に設置を進めること。

2．地球温暖化対策の推進

(1) 町村における実行計画（区域施策編）の策定に当たっては、専門的な知見や財源不足等が懸念されることから、地域の実情に十分配慮し、町村に過度の負担が生じないよう技術的人的支援や財政支援を講じること。

(2) 町村が、その自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の取組を推進できるよう、また、町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標及び区域内の排出抑制等における施策目標を達成できるよう、積極的に税財政上の措置を講じること。

(3) 地域脱炭素化促進事業計画の認定制度については、市町村の負担軽減のため、事務手続きの簡素化や人材支援を講じること。

3．循環型社会の構築

(1) 我が国では、循環型社会の形成に向けて３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を一層強化していく必要があるが、今後、人口減少・少子高齢化の進行により、空き家等の廃棄物処理やごみ出しが困難となる高齢者の増加等、廃棄物を巡る課題が増えていくことが懸念される。

国は、その対応に当たる町村の取組を支援するとともに、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会形成に関する取組を総合的に推進すること。

(2) 全国的に更新時期を迎えている廃棄物処理施設の整備を計画的に推進するため、循環型社会形成推進交付金については、当初予算において所要額を確保すること。

(3) 小型家電リサイクル制度の推進に当たっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じること。

なお、制度の見直しに当たっては、町村の実態を十分に踏まえること。

(4) 家電リサイクル制度の見直しに当たっては、次の事項を実現すること。

① 家電製品の再商品化費用の徴収方法について、不法投棄の防止と適正処理等の更なる促進を図るため、速やかに「前払い方式」に移行すること。

② インターネット通販の拡大等、販売方法及び購買行動が多様化している実態を踏まえ、事業者の引取義務が十分に果たされる回収の仕組みを構築すること。

また、対象品目外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

③ 不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととすること。

また、町村が回収した場合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の負担とならないよう万全の措置を講じること。

(5) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(6) プラスチック一括回収の導入による分別回収品目の追加や資源回収量等の増加に伴い、町村に過度な負担が生じることのないよう、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

(7) 自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充するとともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象にすること。

また、不法投棄車の回収費用等について、

町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

(8) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(9) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等、総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

4. 漂流・漂着ゴミの処理対策の推進

(1) 海岸漂着物等対策を推進するための必要な事業費を確保し、地方の財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

なお、漂着木造船等については、回収・処理に当たる自治体の実情を十分考慮し、迅速な対応ができるよう財政支援の早期確定等、弾力的な運用を図ること。

(2) 海岸漂着物等対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制を速やかに整備すること。

(3) 国外からの海岸漂着物等については、原因究明とその防止策、監視体制の強化等、外交上適切に対応すること。

5. 「地域循環共生圏」の推進

(1) 各地域で「地域循環共生圏」を推進するため、災害に強い地域づくり、地域資源を活用した分散型エネルギーシステムの構築、高齢化社会に適した交通・移動システムの導入、地域特性を活かしたビジネス創出や気候変動への適応等のために必要な財政支援を拡充すること。

(2) 「地域循環共生圏」の推進のため、複数年間にわたる事業の確実な実施、高度な技術・知見を有する人材の確保並びに民間からの資金調達を促すためのＥＳＧ地域金融の普及促進を図ること。

(3) 「脱炭素・循環・共生」のみならず、地域活性化や地域が直面する諸課題の克服にも資する施策を、地域のニーズを丁寧に汲み取り、町村をはじめ地域の様々な関係者と密接に連携しながら、関係省庁が一体となって実施すること。

6. 特定外来生物の防除に対する支援

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正に伴い、町村が行う特定外来生物の防除等については、十分な財政支援等の地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

8. 地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 医療提供体制の充実強化

(1) 病院の震災対策、水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による建替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に対策を行うこと。

(2) 医師確保対策の更なる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

(3) 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

(4) 中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、へき地等で総合的な医療を提供する医師の養成・確保を図るとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。

(5) 看護師、助産師、保健師、栄養士、薬剤師等専門職の養成・確保を図るとともに、就労環境の整備等を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。

(6) 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関であり、また、新型コロナウイルス感染症対策では住民の命と健康を守る砦としての役割を担うなど、その機能と役割は、従来の視点だけではない重要性が増しているため、再編統合を強制しないこと。

(7) 医師の働き方改革については、拙速な推進によって、地域医療の崩壊を招くことがないよう、地域医療の実態を踏まえて、慎重に取り組むこと。

2. 自治体病院等への支援

(1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため一層の財政支援措置を講じること。

また、病院事業に係る財政支援措置を見直す場合には、自治体病院の運営に支障を来すことのないよう、十分配慮すること。

(2) 消費税引上げに伴い医療機関の経営に影響が生じないよう、地域医療確保の観点から、診療報酬や消費税の制度見直しなど、必要な対策を講じること。

(3) 医師標欠及び看護職員の配置基準に係る診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置等を充実させること。

(4) 医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するに当たっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域等においては公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。

(5) 外国人患者による医療機関での未収金の発生予防や解消に向け、適切な措置や支援を講じること。

3. 救急医療・周産期医療の体制整備

小児救急を始めとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

4. 在宅医療等の推進

(1) 市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、国として必要な支援を講じること。

(2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保を図ること。

5．がん検診の推進

がん検診の推進に当たっては、対象年齢を拡げるとともに、必要な財政措置を講じること。

6．新型コロナウイルス感染症対策の充実強化等

(1) 中山間地域・離島等医療資源が限られた町村において、医療提供体制を確保するため、地域ごとの医療体制等を踏まえ、医療従事者の派遣等、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を充実強化すること。

(2) オミクロン株対応ワクチンの接種については、必要量を確保するとともに、安定的な供給を図ること。また、接種の推進に向けて、国民に対し、科学的根拠を踏まえた接種の効果や副反応について国として積極的かつ丁寧な情報発信を行うこと。

特に、少児及び乳幼児へのワクチン接種が円滑に進むよう、保護者等に対する接種の必要性の理解促進を図ること。

(3) 国産ワクチン及び治療薬の開発、安定供給等、国として治験の推進も含め、速やかな製造・販売が可能となるよう、重点的な開発支援等を行うとともに、迅速な承認手続を行うこと。

(4) 新たな感染症の危機に備えるため、国において万全の対策を講じること。また、新たな感染症対策に係る経費等については、国の責任において全面的な支援を行うこと。

7．感染症対策の推進

(1) おたふくかぜ等の有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

(2) 第2期の定期接種において、不活化ポリオワクチンを定期接種の対象とするとともに、2種混合ワクチンの代わりに百日せきワクチンを含む3種混合ワクチンを接種可能とすること。

(3) 症熱性血小板減少症候群（ＳＦＴＳ）等のダニ類を媒介とする感染症について、感染防止に関する必要な対策を推進すること。

(4) 風しんに関する追加的対策については、町村が混乱なく円滑に事業を遂行できるよう、必要な対策を講じること。

9．少子化社会対策の推進

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。そのため若い世代が将来に希望と展望を持てるよう雇用の安定を図り、結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進するなど、子どもを生み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。少子化の問題は、我が国の根幹に関わる政府全体で取り組むべき最重要課題であり、あらゆる施策を総動員して少子化の進行を食い止めなくてはならない。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、市町村が地域の実情に応じて実施する取組に対する更なる財政支援等の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各種支援制度を拡充強化すること。

2．子ども医療費助成事業については、国の制度として無料化を実施すること。

また、ひとり親家庭の医療費に対する助成については、全国統一的な制度化を図るなど適切な措置を講じること。

3．子ども・子育て支援新制度について

(1) 町村が地域の実情に応じ、全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、１兆円超の財源を確保すること。

(2) 幼児教育・保育の無償化の財源については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(3) 地域における保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実など、一層の人材確保に取り組むこと。

4．新たに設置されるこども家庭庁においては、市町村の意見を十分に踏まえ、あらゆる境遇の子どもや、子育てを行う親の視点に立った政策を進めるとともに、実施に当たっては各自治体の事務負担の軽減・予算措置を図り、速やかな情報提供に努めること。

5．放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

6．子どもとその家庭及び妊産婦等に、市町村が切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、国においては十分な財政支援等を行うとともに、適切な措置を講じること。

また、不妊治療等への支援制度を拡充すること。

7．児童虐待防止対策に地域全体で取り組めるよう、市町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

8．子どもの貧困対策の推進について

生まれ育った家庭状況に関わらず、子どもたちが自立する力を伸ばすことのできる機会を提供することが重要な課題であることから、地域における包括的な支援体制の構築に対し支援を行うこと。

また、経済的基盤の弱い子育て世帯が増加しているため、対象となる保護者に対し、生活支援、就労支援及び経済的支援等について必要な措置を講じること。

10．障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．地域生活支援事業等については、国の責任において必要な予算総額を確保すること。

2．重度心身障害者への医療費助成については、国による財政措置を講じること。

3．障害福祉サービスを継続して提供でき

るよう、事業者参入を促進するとともに、従事者の養成等、人材確保に取り組むこと。
　また、サービス内容に即した報酬単価の見直し等を行うこと。
4.「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によって町村が実施する相談体制等の整備や啓発活動、社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援を充実すること。
5.「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」について、町村が円滑に障害者雇用を進められるように、国は適切な支援措置を講じること。
6. 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、国は十分な予算額を確保するとともに適切な支援措置を講じること。

11. 介護保険制度の円滑な実施

　我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。
　そのような中、町村においては、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。
　よって、国は次の事項を実現すること。
1. 高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。
2. 財政運営の充実
(1) 国の負担（居宅給付費の25％、施設等給付費の20％）のうち５％が調整財源（調整交付金）とされているが、これを外枠とすること。
(2) 介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金制度の運用に当たっては、次の点に留意すること。
① 「介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取組の評価については、中山間地域や離島等に所在する保険者に不公平が生じることのないよう配慮すること。特に、令和２年度から、第１号被保険者規模別（５区分）に交付金の配分を行う仕組みが導入されたが、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、区分の見直しを行うこと。
② 保険者のある取組の実施状況が他の取組による得点を打ち消すことになるため、今後とも指標の配点においてマイナス点（減点）は設定しないこと。
③ 評価指標の設定に当たっては、保険者における評価や報告に係る事務負担に十分配慮すること。
④ 保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公表されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限配慮すること。
(3) 財政安定化基金に係る財源は国及び都道府県において負担すること。
3. 医療療養病床から介護医療院への移行による、被保険者の保険料負担増の総額を軽減するため、適切な財政措置を講じること。
4. 低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。
5. 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。
6.「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。
　また、中山間地域や離島等においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。
7. 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費の上限設定については、町村が必要とする事業を円滑に実施できるよう、上限を超える場合に行う国との協議において、町村の実情に応じた柔軟な対応を図るとともに、上限設定方法について適切な見直しを行うこと。
8. 生活支援サービス等を担うＮＰＯやボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。
9. 地域区分については、行政的に一体性を有する市町村域を超えたより広域的な範囲での設定を検討すること。
　また、人材確保の観点から、中山間地域や離島等の地域区分については十分配慮すること。
10. 介護保険制度の見直しに当たっては、町村における準備と周知に十分な期間を確保できるようにするとともに、速やかな情報提供に努めること。

12. 医療保険制度の安定運営の確保

　医療保険制度の持続可能性の確保が求められる中、とりわけ、国民健康保険は、他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、我が国の国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかなくてはならない。
　市町村が都道府県とともに、国民健康保険を将来にわたり持続的、安定的に運営していくことができるよう、国は次の事項を実現すること。
1. 医療保険制度の一本化の実現
　国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。
2. 国民健康保険の安定運営の確保
(1) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年３、４００億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費

や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

(2)「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しに当たっては、実施状況とそのインセンティブ効果について、十分な検証を行うこと。また、都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を引き続き行うこと。

(3) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を引き続き堅持すること。

(4) 都道府県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。また、市町村事務処理標準システムへの移行の推進に当たっては、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。

(5) 国保総合システムの次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(6) 国民の健康確保・増進に向けた保健医療データの利活用を推進するに当たっては、保険者や国民に対し、丁寧な情報提供を行うとともに、運用に係る経費について、国の責任で全額措置すること。

(7) 保険料軽減判定所得の算定方法等の見直しを行う場合は、市町村の理解が得られるよう丁寧な説明を行うとともに、標準システムの導入状況等も踏まえつつ、事務負担及び財政負担に十分配慮すること。

(8) 子どもへの医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃すること。

(9) 子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること。

(10) 国保において産前産後期間の保険料を免除する仕組みを創設する場合は、保険者の事務負担に配慮するとともに、必要となる財源について、公費（国費）の拡充により確保すること。

(11) オンライン資格確認等システムの機能追加等に当たっては、保険者・被保険者の理解が得られるよう、丁寧な情報提供を行うとともに、関係者間の費用負担の在り方について、保険者と十分協議すること。

(12) 国保における外国人被保険者の資格の適正化に向け、適切な措置を講じること。

(13) 高額薬剤の保険適用や医療技術の進展による高額医療費の増加が保険料（税）の引上げにつながらないよう、必要な財政支援を講じること。

なお、高額医療費負担金の見直しの検討は、個々の市町村の国保財政への影響を丁寧に把握しながら慎重に行うこと。

(14) 生活保護受給者に対する医療の給付については、今後とも生活保護制度において国が責任を果たすこと。

13. 国民年金事務の一元化の実現

国民年金事務は、マイナンバー制度の導入以降も度重なる法令改正により複雑化しており、専門性とともに法令に基づく適正な対応が求められている。

よって、国は、国民年金事務の適正かつ円滑な運営を図るため、次の事項を実現すること。

1. 国民年金事務について、日本年金機構へ一元化を図ること。

また、一元化に当たっては、希望する市町村で日本年金機構の出先窓口を設置できるようにすること。

2. 市町村職員に対する研修体制の充実を図ること。

3. 市町村で新規事業が発生する場合や取扱いを大幅に変更するような法改正時には、全ての年金事務所で事前の事務説明会を開催し、速やかに詳細な情報提供を行うこと。

4. 日本年金機構の統一業務マニュアルについて、全市町村に確実に提供されるようにすること。

14. 孤独・孤立対策の推進

住民に身近な存在である市町村は、これまでも誰ひとり取り残さない社会を構築するため、孤独・孤立対策に国、都道府県及びＮＰＯ等の支援組織等とともに取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症により人々の接触機会が減少し、孤独・孤立に関する問題は、一層深刻化・顕在化してきている。

こうした現下の状況に鑑み、孤独・孤立対策の更なる強化や推進体制の充実を図るため、国は、次の事項を実現すること。

1.「孤独・孤立対策の重点計画」で示された施策を確実に実施するとともに、市町村や民間支援団体等の意見を踏まえ、現場における取組を強力に支援すること。

2. 市町村や民間支援団体等が実施する取組について、財政支援を充実すること。

また、ＳＮＳ等によるオンラインや電話、対面による相談の強化・拡充のため、相談員の確保や緊急時の実効ある体制整備に向けた支援を講じること。

3. 生活困窮者に対して国と地方が連携して実施する生活支援、就労支援等に取り組むために必要となる人材確保・育成等について支援を講じること。

4. 子どもの貧困対策として、市町村等が実施する学習支援や子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり等、地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の確保・拡充を図ること。

5. 年齢に見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーについては、子どもの心身の健やかな育ちのためにも早期対応等が必要であり、相談体制の整備等を推進するとともに、市町村や民間支援団体等が行う支援に対する財政措置等の拡充を図ること。

15. 教育施策等の推進

子どもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．義務教育の充実改善

(1) 地域の実情に応じ、創意・工夫を凝らした教育を行うため、人材確保等において地域格差が生じることのないよう十分に配慮した上で、権限及び財源を地方に移譲すること。

　また、教職員配置や学校運営の在り方等、義務教育制度の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映すること。

(2) 地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

(3) 少人数学級を計画的に進めていくに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。

　その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

(4) 小規模校が多い離島・中山間地域等の学校においては、複式学級の解消も含めた教職員定数の改善を図ること。

(5) 通級指導や外国人児童生徒等への教育に係る基礎定数化については、安定的・計画的な配置が可能となるよう、着実に進めること。

　その際、へき地や対象児童生徒の少ない障害種などに対応する加配定数の削減は行わないこと。

(6) 小・中学校の普通学級に在籍する、ＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障害）など障害のある児童生徒に対する特別の指導（「通級による指導」）の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善、特別支援学級の編成基準の引下げなど、特別支援教育の充実を図ること。

　また、医療的ケアを要する児童生徒に対して地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、十分な財政的支援措置を講じること。

(7) 小学校の外国語活動や中学校の外国語教育において、ＡＬＴ等を積極的に活用できるよう、ＪＥＴプログラムを始め民間委託等について適切な措置を講じること。

(8) 学校図書館図書整備等5か年計画に基づいて、学校司書の配置を促進するため、配置単価の引上げ等、十分な財政措置を講じること。

(9) 食育の推進、食物アレルギーへの十分な対応のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しを行い、充実を図ること。

(10) 児童生徒の健康管理、保健指導や心のケアの面で重要な役割を担う養護教諭を公立全小・中学校に配置できるよう、配置基準の見直しを行うこと。

２．ＧＩＧＡスクール構想の推進

(1) ＩＣＴを効果的に活用した教育が推進できるよう、ＩＣＴ環境整備（ＧＩＧＡスクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充すること。

　また、学習用ソフトウェアも含む端末の更新費用やランニングコスト等も含めて財政支援を講じること。

(2) ＧＩＧＡスクールサポーター及びＩＣＴ支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を継続・拡充すること。

　また、ＩＣＴ支援人材の不足・偏在の解消等を図ることも目的とした、ＧＩＧＡスクール運営支援センター事業については、着実に実施すること。

(3) ＧＩＧＡスクール構想の推進にあたり、地域間・学校間の格差が生じることのないよう、効果的な実践例の全国展開や、教師の指導力向上支援等を目的とした、リーディングＤＸスクール事業を着実に実施すること。

(4) ＩＣＴ教育による学びの格差が生じることのないよう、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図るため研修等の実施や指導事例等を周知する等支援を行うこと。

(5) デジタル教科書導入については、児童生徒の心身の発達への影響や教職員の指導力の格差等生じることのないよう、導入の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映するとともに、無償給付の対象にすること。

　また、早期に導入する町村については、財政負担が生じることがないよう、国の責任において財政措置を講じること。

(6)「授業目的公衆送信補償金制度」については、町村に財政負担が生じないよう、継続的な財政措置を講じること。

　また、同制度を活用する際の手続等に係る周知を図ること。

３．公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

４．老朽化した公立社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対して国の財政措置を拡充すること。

５．文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等総合活用整備事業の拡充や、本発掘調査をはじめとする埋蔵文化財発掘調査等に対する補助制度の充実、専門人材育成・確保への支援など、文化財保護に対する適切な措置を講じること。

６．児童生徒の登下校時の安全を確保するため、スクールバス導入に係る財政支援の拡充を図ること。

７．通常の貸切バスとスクールバスでは使用形態が大きく異なることから、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」が定める時間制運賃の算出方法について、スクールバスに適した見直しを行うこと。

８．へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費については6年目以降も継続して交付すること。

　また、離島高校生修学支援費と同様に、中山間地域等の高校通学が困難な全ての地

域における生徒の通学費、住居費について支援すること。

9．教育の機会均等、進路保障等の観点から、中山間地域の小規模高等学校について、離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設けること。

10．中学校で行われる休日の部活動の地域移行については、全国一律に拙速に進めることがないよう町村の意見を十分踏まえること。

また、部活動指導員や外部指導者の確保に係る人的・財政的支援を拡充し、中学校における部活動指導員の配置については補助年数要件を緩和すること。

16．農業・農村対策の推進

食料・農業・農村基本計画に基づき、地域がそれぞれの特徴を活かした政策を実施し、農業・農村が将来にわたり持続できるよう、次の事項を実現すること。

1．農業・農村政策の調和的発展

農村は、食料の供給や国土の保全等の役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップ等新たな可能性を有していること、また田園回帰の強い動きが見られること等を踏まえ、「人」と「土地」を見据えた農村の価値を高める政策を推進するため、今後の農業・農村政策として、以下の点を実現すること。

(1) 農業政策と農村政策が互いに循環・発展していくため、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮等の地域政策を、車の両輪としてバランスよく実施すること。

また、農業・農村の有する多面的機能の重要性について、国民各界各層に対して一層の理解醸成に向けた取組を推進すること。

(2) 農村ＲＭＯ（農村型地域運営組織）の形成等、農村政策を推進する上で、継続的な地域の実態把握は、今後一層重要となることから、農林業センサスにおける「農業集落調査」を継続すること。

(3) 国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について大きな方向性に関する協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けること。

(4) 新規事業や制度改正の際には、早期の情報提供、事前協議をするとともに、農業者や自治体への周知期間を十分に設定すること。

また、事業の申請等については、農業者や自治体の負担軽減を更に進めること。

(5) 各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設するとともに、地域の取組を状況に応じてサポートする「地域農業マネージャー（仮称）」を柔軟に配置できるよう、人材面での制度設計を検討すること。

2．食料安全保障の確立

(1) 食料の安定供給の確保

食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、将来を見据えた大胆かつ抜本的な対策を講じる

車両共済(保険)のご案内
（一般自動車保険の車両保険）

この車両共済（保険）は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え**「ご自身のおクルマの補償（車両保険）」を追加する制度**です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済（保険）金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

●無事故による割引で新規から**43%（保険料）割引**
・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。

●集団扱年一括払による割引でさらに**5%割引**
保険料分割払（12回）も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店（千里）までお問い合わせください。

※この車両共済（保険）をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

株式会社　千 里（取扱代理店）
〒100-0014　東京都千代田区永田町1-11-32　全国町村会館西館内
●ホームページアドレス　http://www.chisato-ag.co.jp

（受付時間：祝日、年末年始を除く月～金　午前９時30分～午後５時）
TEL 0120-731-087
FAX 03-3519-7325

●「車両共済（保険）制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店（千里）までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628（2021.4.19作成）

こと。
　また、食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給力の維持・向上を図ること。
(2) 食の安全・安心確保と消費者の信頼確保に向けた取組の強化
　消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっていることから、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進し、国民的コンセンサスを形成すること。
　また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取組を強化すること。
(3) 国産農産物の消費拡大と食育の推進
　国産農産物の消費拡大及び食育の推進に当たっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数の引上げや農林水産業と教育機関の連携強化等、効果的な方策を講じること。
3．農業の持続的な発展
(1) 地域農業の担い手の育成・確保
　地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。
　また、新規就農者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。
(2) 米政策の推進について
①　米政策の推進に当たっては、需要に応じた生産を着実に実施するため、生産者に対し、きめ細かな情報提供を行うとともに、地域農業再生協議会への十分な財政支援を講じること。
②　水田活用の直接支払交付金については、生産現場の課題等を把握し、就農意欲低下や耕作放棄地の増加につながることがないよう、実態に即した運用を図るとともに、所要額を確保すること。
③　経営安定に向け、米価下落対策の充実を図るとともに、収入保険制度については、農業者が制度を有効活用できるよう、適切な措置を講じること。
(3) 農業経営基盤の強化について
①　地域計画の策定については、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要であるため、中長期的な視点に立った支援措置を講じること。
②　農地の集積、集約を担う農地中間管理機構の町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。また、機構集積協力金については、地域の取組に支障を来さないよう、国において所要額を確保すること。
③　農地利用最適化推進委員の設置については、農業委員会が機動的に活動を行えるよう、地域の実情に応じ、市町村長の判断を尊重した運用ができるよう、要件の見直しを検討すること。
(4) 農業農村整備の充実・強化
①　農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業の負担金償還に係る農家や地元町村の負担軽減措置を図ること。
②　近年頻発する自然災害による農業被害に対しては、復旧・復興への万全な支援を講じるとともに、同一箇所での再発にも耐え得るような、災害に強い農業基盤の整備を図ること。
③　農業用ため池や農道における橋梁、トンネル等については、老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。
④　所有者不明で適正な管理が困難な特定農業用ため池の施設管理権を取得した町村が適切にため池の操作、維持、修繕その他の管理が行えるよう、必要となる経費や専門的人材の確保等について十分な支援を行うこと。
⑤　中山間地域における農業の発展・農村の振興に向け、小規模な面積でも排水不良田の改良を行うことができるよう、農業農村整備関係事業の面積や作物等の要件を緩和すること。
(5) 生産コストの低減
　省力・省エネ機械の開発普及を推進するとともに、農地利用効率化等支援交付金等、農家が機械・施設を導入する際の支援を拡充し、生産コストの低減、収益力の向上を図ること。
　また、農業経営の安定的な経営と競争力の強化を図るため、燃油価格高騰対策の拡充及び資材価格高騰対策について検討すること。
(6) 農林漁業用Ａ重油・軽油に係る税制特例措置を恒久化すること。
(7) 畜産・酪農対策の推進
①　担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。
②　畜産・酪農の体質強化を図るため、畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充すること。
③　配合飼料の価格安定を図るとともに、飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤の確立を図り、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。
④　高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱については、関係省庁による緊密な連携・協力の下、国の責任において感染経路や発生原因の究明等、総合的な感染防止対策の強化及び対策に係る財源確保を図ること。
　また、海外で感染が拡大しているアフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、検疫体制や消毒措置等の水際対策の徹底等を目指すとともに、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病についても、再発防止のための万全の対策を講じること。
(8) 農業・農村の６次産業化の推進
　地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの６次産業化を推進するための支援策を講じること。
(9) 国内農産物の輸出促進
　輸出拠点の整備やサポート体制の強化及びＧＡＰの認証取得に係る支援策の拡充により輸出促進を図るとともに、輸出の障壁となっている諸外国の検疫や残留農薬等の基準について調和を図るための協議を推進

すること。

(10) みどりの食料システム戦略の推進

① みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向け、取組や環境づくりを支援すること。

② スマート農業の推進については、低廉な機器の開発及び普及促進を図り、中山間地農業を担う小規模農家や高齢者農家等多様な形態の農業者がそれぞれの状況に応じて一層活用しやすい環境を整備すること。

③ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、品種開発の加速化、環境負荷低減等みどりの食料システム戦略実現に資する研究開発などを推進すること。

④ 有機ＪＡＳの取得において、申請に係る手続きの簡略化及び有機農業者に対する税制面での優遇措置や、財政支援の拡充を行うこと。

また、認証機関に対して研修事業の拡充を行うこと。

4. 国際農業交渉に関する適切な対応

(1) ＴＰＰ11協定、日ＥＵ・ＥＰＡ及び日米貿易協定等に関しては、国内農業への影響を十分精査し、丁寧な情報提供を行うとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産基盤の強化と経営安定に向けた支援を着実に実施すること。

(2) ＷＴＯ農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保等を内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

また、今後のＥＰＡ・ＦＴＡ交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう取り組むこと。

5. 農村の振興について

(1) 多様な地域資源の積極的活用

農山村の豊かな地域資源を最大限活用するとともに農業関連産業の導入等を通じ、地域内経済循環を構築し、農山村全体の雇用の確保と所得の向上を図る農山漁村発イノベーション等の施策を充実させること。

(2) 農村型地域運営組織の育成

農山村における集落機能の維持及び活性化のため、農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の育成及び地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援の拡充を行うこと。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進とコミュニティの再生

① 農山漁村地域の活性化に当たっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。

なお、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」を早期に制定すること。

② 移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。

また、女性や若者等が活躍できる農村環境の整備を支援するとともに、障がい者の社会参画を実現する「農福連携」を推進すること。

③ インバウンド需要を農山漁村に呼び込み、所得の向上、雇用の増大及び地域の活性化を図るため、「農泊」の取組への支援を継続・拡充すること。

また、関係者相互の情報共有やネットワークづくりに対する支援を講じること。

(4) 中山間地域の振興について

① 中山間地域は、農業の発展やコミュニティの維持、多面的機能の発揮等、農村の振興において重要な役割を果たしていることから、中山間地農業ルネッサンス事業の継続・拡充を図ること。

② 中山間地域等直接支払制度については、水田から畑への用途変更を促進し、継続的な農地面積を維持するため、畑の交付単価を引き上げること。

③ 棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動について、人材の育成・確保に係る支援策を講じるとともに、活動に必要な財政支援を拡充すること。

(5) 鳥獣被害対策の拡充

① 鳥獣被害対策については、野生鳥獣による農作物等の被害が市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

② 鳥獣被害防止総合対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。

③ 狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。

④ 「ジビエ」を農山村の所得を生み出す地域資源とするため、処理加工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

(6) 日本型直接支払制度について

日本型直接支払制度の各事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

(7) 再生可能エネルギーの導入促進等

① 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう財政支援措置を拡充すること。

② 農業農村整備事業による小水力発電の売電収入を地域に還元できる仕組みづくりの推進を検討すること。

17. 林業・山村対策の推進

新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築等により、林業・木材産業の持続性を高めながら2050年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化が図られるよう、次の事項を実現すること。

1. 地域の実態に即した「森林・林業基本計画」の着実な推進

基本計画の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」

に向けた取組の展開、③新たな山村価値の創造等を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

2．国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大

(1) ＣＬＴ等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業・木材産業循環成長促進対策」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。

(2) 国産木材の利活用が推進されるよう、実態を踏まえた補助要件の緩和や木造建築における減価償却期間の延長等を行うとともに、都市部における木材利用等、一層の需要喚起と拡大を図ること。

(3) 脱炭素社会の実現や地域経済の活性化に貢献する中高層建築物等一般建築物の木造化を推進し、建築用木材の安定供給に資する技術の普及、開発及び人材の育成を図ること。

3．森林整備の推進と森林管理対策の充実強化

(1) 間伐や路網整備、再造林等による森林整備の着実な推進と荒廃山地の復旧・予防等、総合的な治山対策を図るため、林野公共事業については重点的に予算を確保すること。

近年頻発する山地災害には復旧・復興を含めた万全の対策を講じること。

(2) 森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう研修制度など、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び都道府県による支援の強化を図ること。

(3) 林地台帳については、技術面の支援と併せて、万全の財政措置を講じること。

(4) 森林環境譲与税の譲与基準については、森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、対象となる森林や森林面積割合の見直しを検討すること。

(5) 林道の整備については、特に橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。

(6) 林業・木材産業の人手不足を解消し、林業経営の効率化・安定化を図るスマート林業については、低廉な機器の開発・普及、ＩＣＴの活用を推進し、一層活用しやすい環境を整備すること。

(7) 里山等の荒廃竹林に対しては、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。

(8) 深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被害対策については、森林被害防止に係る抜本的な対策を講じるとともに、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病害虫被害については、拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

(9) 外国資本等による森林買収について、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。

(10) 自らの町村域に存する保安林において町村が計画する公益的な事業については、保安林の指定解除に係る手続きの迅速化・効率化を図ること。

4．担い手の育成と経営改善

(1)「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引上げ等の拡充を図り、林業就業者に対する支援措置を強化すること。

また、森林施業プランナーやフォレスター等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。

(2) 林業労働安全対策の拡充を図ること。

(3) 公益性の高い森林の公有林化に当たっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

また、日本政策金融公庫資金等の林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠を確保すること。

5．山村地域の振興

(1) 未利用木材など地域資源を活用した地域内発的な産業を振興することにより、地域内経済循環を構築し、山村地域の雇用の創出と所得の向上を図る施策を講じること。

(2) 森林空間を活用し、健康、観光等の多様な分野で、新たな雇用と収入機会を確保する「森林サービス産業」を創出・推進するための財政支援を拡充すること。

(3) 森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村の活性化のための活動等に対する財政支援措置を拡充すること。

(4) 平地に比べ整備が遅れている道路、上下水道（合併処理浄化槽）、廃棄物処理施設、医療施設、福祉施設等の生活関連インフラの整備・充実を図り、定住の阻害要因を解消するため、適切な支援措置を講じること。

6．国際交渉に関する適切な対応

ＴＰＰ11協定、日ＥＵ・ＥＰＡ及び日米貿易協定等に関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、合板・ＳＰＦ製材・構造用集成材などの林産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。

7．森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実

(1)「森林・山村対策」「国土保全対策」並びに「森林吸収源対策等の推進」に係る地方財政措置の拡充を図ること。

また、市町村が林業資材・苗木等の運搬用としてドローンを購入した場合やドローンの資格取得に係る費用について、財政支援を講ずること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」（国有林野面積を含む）や「林道延長」を考慮した「森林・林業行政費」を新設すること。

18．水産業・漁村対策の充実

我が国の水産業は、高船齢化、担い手の高齢化等厳しい環境にあることから、「水産日本の復活」に向け、次の事項を実現すること。

1．水産基本計画及び水産政策の改革の着実な実施

新たに策定された「水産基本計画」及び「水産政策の改革」に基づき、水産資源の適切な管理、水産業の成長産業化、漁村の活性化や漁業者の所得向上に向けた取組を着実に実施すること。

2．漁業経営安定対策の強化と人材の育成・確保

(1) 漁業経営安定対策に必要な財源を確保するとともに、恒久的な制度とすること。

また、昨今の原油価格等の高騰を踏まえ、漁業用燃油・餌料価格に関する対策の拡充・強化を図ること。

あわせて、ロシア産水産物の調達困難により大きな影響を受けている水産加工業者等に対する支援を継続すること。

(2) 漁業共済制度については、漁業者にとって有利かつ、より加入しやすい制度となるよう見直しを図ること。

(3) 漁業者が代船建造等の設備投資や、漁船等のリースを円滑に行えるよう、漁業構造改革総合対策事業や、水産業成長産業化沿岸地域創出事業による支援を強化すること。

また、「沿岸漁業改善資金」の償還期限の延長を図ること。

(4) 労働環境の改善、安全対策、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、人材の育成・確保、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。

(5) 漁業経営の効率化・安定化を図るとともに、国際競争力の強化のため、ＩＣＴ、ロボット、ＡＩ等の新技術やビッグデータを活用したスマート水産業については、一層の活用に向けた研究・開発を強力に支援すること。

(6)「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」を着実に推進するとともに、プランに基づく漁業経営の安定、漁業所得の向上に向けた事業者の取組を強力に支援すること。

3．活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 新たに策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、大規模自然災害に備えた対応力強化や水産業の競争力強化等を推進するとともに、水産基本計画と連携し、漁港・漁場・漁村の整備を着実に実施すること。

(2) 防災・減災の観点に立った海岸整備を強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。

また、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に定置網等を追加すること。

(3) 自然災害が頻発する中、漁業者や加工業者が被災により経営を断念することのないよう、事業継続計画の策定や事業者間の情報共有体制の整備に係る支援を強力に推進するとともに、災害復旧に関する支援を拡充・強化し、生産基盤の復旧・復興を着実に実施すること。

(4) 漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な町村が多いことから、漁村地域に対する地方財政措置を充実すること。

4．水産物の加工・流通・消費対策

(1) ＨＡＣＣＰやトレーサビリティシステムの導入に対する支援を拡充するとともに、輸出の拡大に注力すること。

(2) 水産物を用いた特産品開発や個別産地のブランド化等、水産業の6次産業化に対する支援を拡充するとともに、多様な消費者ニーズに応じた国産水産物の流通及び輸出促進のための環境整備を図ること。

(3) 海洋生態系の放射性物質挙動調査を積極的に推進するとともに、風評被害対策の徹底と被災地の水産業の早期復興を行うこと。

また、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を強力に推進すること。

(4) 学校給食等における魚食の拡充や情報発信により、国産魚食の普及を推進すること。

5．資源管理による持続可能な漁業・養殖業の確立

(1) 養殖業成長産業化総合戦略における各種目標の達成に向けて、養殖技術や疾病対策に関する研究・開発を進め、生産性の向上を図るとともに、新たな需要創出・市場獲得に取り組み、国際競争力の強化と持続可能な養殖業を実現すること。

(2) 内水面漁業・養殖業の振興を図るため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立等に努めるとともに、放流したさけ・ますの回帰率の低下原因の究明と資源増殖対策を強化すること。

(3) シラスウナギの漁獲量の増減に関する原因を究明するとともに、トレーサビリティ手法の確立やウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業を強力に推進すること。

(4) 漁獲証明制度の運用については、事業者の負担とならないよう最大限配慮するとともに、対象となる魚種や製品の指定に際し、国際情勢や水産業者等の意見を踏まえて議論し、十分な説明を行うこと。

(5) 密漁監視体制の整備や各取締機関の連携による取締りの強化等、地域が取り組む監視活動に対し支援策を講じること。

(6) 外国漁船による違法・無謀操業に対する指導・取締体制を拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立を図ること。

6．貿易ルールの確立と海外漁場の確保

(1) ＴＰＰ11協定、日ＥＵ・ＥＰＡ等に関しては、速やかな情報提供を行うとともに、影響を受ける水産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性向上と競争力強化に向けた支援を着実に実施すること。

(2) 水産物に関する国際交渉等においては、水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす関税の引下げや、輸入割当制度（ＩＱ制度）等の非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

(3) 資源管理の重要性が高まるマグロ類については、科学的資源評価を踏まえた国際的な資源管理に関するルールづくりを主導し、遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(4) カツオの資源管理については、資源の回復による持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築を図ること。

(5) 商業捕鯨については、資源管理・調査に係る技術開発を推進するとともに、鯨類の持続的利用を支援する国との連携、国際社会に対する働きかけを強化すること。

7．漁場環境の整備

(1) 水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に資する藻場・干潟等の保全や磯焼け対策等への支援策を充実強化すること。

(2) 漁業系廃棄物の処理及び再生に向けた取組を推進すること。特に、漁港等に放置されているＦＲＰ漁船等については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国において、実態把握と処理対策を早急に実施すること。

(3) 大型クラゲやザラボヤ、トド等による漁業被害については、発生源対策や効果的な駆除方法を確立すること。

また、赤潮による被害の防止・軽減対策を行い、被害を受けた養殖業者の経営再開を支援する措置を講じるとともに、赤潮等でへい死した魚介類の処理に対する助成制度を創設すること。

19. 道路、河川、生活環境等の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川、生活環境等の整備を積極的に促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の財源確保等

(1) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。

(2) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の一部を財源とする個別補助制度については、交付金とは別枠で財源を確保するとともに、町村が社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を活用して実施する事業に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

2. 道路の整備促進

(1) 長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。

(2) 災害時の代替ルート確保や住民の利便性の向上、地方創生等の推進のため、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消や、一般国道及び都道府県道の整備並びにこれらとの連携強化を図るための市町村道の整備を促進することにより、道路ネットワークの機能強化を図ること。

(3) 地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備、安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持、修繕、改良を行えるよう必要額を確保すること。

(4) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ、橋梁、トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援や財政措置を充実強化すること。

3. 河川等の整備促進

(1) 治水は防災・減災の観点において国の重要施策であり、事業の実施に当たっては、治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など、予防的な治水事前防災対策が重要であるので、町村が流域治水事業を計画的に実施できるよう、その意義の周知を図るとともに、必要な財源を安定的に確保すること。

また、国が管理する河川改修等の事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮すること。

(2) 整備が立ち後れている町村の海岸事業を重点的に推進すること。

4. 水道施設の整備促進

(1) 耐震性及び安全性強化のため、水道施設の整備を促進すること。また、給水人口の減少に伴うダウンサイジング等の再構築事業や老朽化施設の更新に係る費用等に対する財政措置を充実強化すること。

(2) 簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を逼迫させているため、補助率の引上げを含め補助制度を拡充すること。

(3) 水道スマートメーターの導入を推進するとともに、導入にかかる経費について財政支援を充実強化すること。

5. 汚水処理施設の整備促進

(1) 整備が立ち後れている町村の下水道整備について必要な予算措置を講じること。

また、下水道施設の老朽化に伴う改築について、国による支援を継続するとともに、必要な予算措置を講じること。

(2) 農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について必要な予算措置を講じるとともに、公共下水道や集落排水施設への接続にかかる費用についても助成措置を充実強化すること。

6. 上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保

(1) 上水道・簡易水道・下水道事業を将来にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。また、広域的な連携協力体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。

さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。

(2) 簡易水道事業及び下水道事業への公営企業会計の適用に当たり、特に過疎や離島、豪雪等の条件不利地域を抱える小規模町村においては、企業性が低く独立採算による運営が難しい状況にあることから、事業規模や地域の実情に配慮し、弾力的な運用を図るとともに、人的・財政的支援を充実強化すること。

(3) 高料金水道に対する財政措置を充実強化すること。

また、高料金対策に係る地方交付税措置について、人口３万人未満の市町村は、令和６年度から公営企業会計の適用を要件とする予定とされているが、事業規模や地域の実情に配慮し、弾力的な運用を検討すること。

(4) 経営環境が厳しさを増している上水道・簡易水道・下水道事業の公債費負担を軽減し将来にわたる経営の安定化に資するため、これらの事業に係る既往の公営企業債について、公営企業借換債（補償金免除繰上償還）制度を復活すること。

20. 地域商工業振興対策等の推進

農山漁村地域における地域商工業は国内外の経済環境のめまぐるしい情勢変化や、

後継者対策等極めて厳しい状況にある。地域商工業が今後も雇用を守りつつ事業を承継し、持続的に発展できるよう、次の事項を実現すること。

1．地域商工業対策の拡充

(1) 小規模企業振興基本計画を踏まえ、事業者と地域がともに持続的な発展を遂げることができるよう、地域商工業の活性化や災害への対応力強化、担い手の確保・育成等、地域経済の構造変化や社会情勢、地域の実態を踏まえた取組に対する支援を着実に実施すること。

(2) 事業承継・引継ぎの促進と円滑化のため、事業承継税制や補助金等による支援をはじめ、事業承継・引継ぎ支援センターによるニーズの掘り起こしやマッチング等幅広い支援を継続すること。

(3) 中小企業等の持続的な経営に向け、ＩｏＴ技術の導入、設備投資、販路開拓等による生産性向上に向けた取組や消費者ニーズ・社会情勢に対応した新分野展開、業態転換等への支援を一層強化すること。

(4) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に当たり、免税事業者が不利益を被らないよう、適切な措置を講じること。

また、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進を目的として設立されたシルバー人材センターにおいては、所属している会員はインボイスを発行できない免税事業者であることから、仕入税額控除ができなくなり事業に及ぼす影響が極めて大きくなるため、安定的な事業運営が可能となるように、特別な措置を講じること。

(5) 中小企業等の資金需要への機動的な対応を図るため、信用保証や融資制度等による支援を拡充・強化すること。あわせて、申請時の手続きの簡素化を図ること。

(6) 農商工連携を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策を拡充すること。

(7) 商店街において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行等、地域商業の活性化の取組が一層推進されるよう、デジタル田園都市国家構想交付金等、必要な税財政措置の拡充を図ること。

(8) 自然災害が頻発する中、中小企業等が被災により経営を断念することのないよう、事業継続計画の策定等に対する支援を強力に推進すること。

2．企業立地の推進と地域産業の育成

地域の事業者が潜在能力を活かし地域経済に寄与できるよう産学官金連携や産業集積、地域イノベーションの創出に対する支援を充実させること。

また、地域資源のブランド化や起業者への支援を拡充すること。

3．消費者行政の推進

(1) 高齢者や障害者等の消費者被害が深刻化しているため、町村が行う消費者の安全・安心の確保に向けた取組に対する財政措置として地方消費者行政強化交付金の所要額を確保するとともに、消費生活相談員を安定して雇用できるよう、地方消費者行政強化事業の支援対象に相談員の人件費等を加えるなど、消費者行政の体制整備を一層推進すること。

(2) 食品の放射能関連の風評被害の蔓延を招かないよう、検査体制を拡充するとともに、消費者に対する科学的な知見に基づく正確な情報提供等に努めること。

(3) 食品ロスを適切かつ効果的に削減するため、国民への啓発活動を推進すること。

また、市町村食品ロス削減推進計画の策定に向けて、適切な情報提供等を行い、計画を策定するための支援を行うこと。

4．公益通報体制の整備について

企業や地方公共団体・国民に対し、指針やガイドラインを踏まえた通報制度の内容等の周知徹底を図るとともに、公益通報の対応等について相談・助言等を行う体制の充実強化を図ること。

21．観光施策の推進

観光施策の推進に当たっては、それぞれの地域が、豊かな自然、文化や歴史等、特色ある観光資源を活かし、持続的な観光地域づくりを実現していくため、国と地方は一体的な連携をもって取り組む必要がある。一方、新型コロナウイルス感染症拡大による旅行消費の低迷は、地域の観光関連事業者の経営環境に対し極めて深刻な影響を与えているため、観光業への十分な支援が求められている。よって、国は次の事項を実現すること。

Ⅰ．新型コロナウイルス感染症拡大に伴う観光等施策支援

1．深刻な経営状況に置かれている観光関連事業者に対し、事業継続や雇用維持のための支援を拡充するとともに、各地域の感染状況や感染防止対策を踏まえ、地域の中小事業者にも十分配慮しながら、観光需要喚起策を継続的に実施すること。

また、国民の理解のもと、感染症対策を図りつつ、訪日外国人旅行者の回復と地方への誘客を強化するための具体的な対策を進めること。

2．国においても旅行者に対し、新しい旅のエチケットの普及等感染症対策の広報活動を一層推進すること。

3．訪日外国人旅行者の入国については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため万全の対策を講じること。

Ⅱ．旅行者を地方へ誘致するための施策の推進・支援

1．旅行者の受入環境の整備等

(1) 訪日外国人旅行者の快適な旅行を実現し、災害時においても必要な情報伝達が可能となるよう、多言語による情報提供機能の強化、公衆無線ＬＡＮの整備、キャッシュレス決済の普及、トイレ環境の整備等に向けた取組を引き続き支援すること。

(2) 駅等主要交通拠点から観光地への交通アクセスの整備や現地での移動手段の確保等、訪日外国人を含む旅行者の移動の利便性向上のための支援を講じること。

(3) 地域独自の知恵・技の伝承や地域の魅力増進・情報発信に貢献する人材、地域に密着したガイドや語り部等の人材養成やその活動を応援する仕組みの構築を検討するなど、地域の観光産業の活性化のため、多種多様な観光人材の確保・育成をより一層推進すること。

(4) 町村が行う誘客キャンペーンや物産品イベント等に対し、積極的に財政支援を行うこと。

(5) 過疎・離島等の条件不利地域において、

災害時に情報格差が生じることのないよう、公衆無線ＬＡＮの整備・維持管理の経費に対し、必要な財政上の措置を講じること。

2．観光振興施策の推進・支援

(1) 農山漁村の景観や生活文化等、地域に潜在する観光資源を発掘し、農山漁村の価値の再発見や向上を図るための諸施策を一層推進すること。

(2) 観光産業の回復期を見据え、地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致やデジタル技術の活用による地域の内外からの消費促進を推進するとともに、同一地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化等、コロナ禍を契機とした観光需要の質的な変化に沿った観光地域づくりにより地域経済の活性化を目指す取組に対し、積極的に支援を行うこと。

(3) 観光地におけるテレワークやワーケーション、マイクロツーリズム等、新しい旅のスタイルの普及・定着を国においても一層推進すること。

(4) 地域特性を活かした観光施設の再生や、地域文化財の保存及び観光事業への活用により伝統文化の維持・継承を図るための施策に対し、支援を強化すること。

(5) 公共交通機関との連携に向けた取組を支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。

(6) 国立公園等におけるワーケーションの推進や、ジオパーク・エコパーク等を活用した地域活性化に関連する取組に対し、積極的な支援を行うこと。

(7) 休暇の連続取得や取得時期の分散を国を挙げて促進すること。

(8) 観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供すること。

(9) 普通交付税の算定に当たっては、観光地所在町村の財政需要を反映した単位費用や補正係数の引上げを図ること。

特に、消防費、下水道費、清掃費等の補正要素として、観光入込客数を考慮したものを用いるなど、充実強化を図ること。

(10) 観光入込客統計の共通基準については、町村が各地域の実態を的確に把握・比較し戦略的な観光政策を行えるよう、また、普通交付税の算定に使用できるよう、都道府県単位のみならず市町村単位での基準を整備すること。

Ⅲ．大規模震災等からの復旧・復興の促進

1．災害によって損傷した観光資源の修復に対し十分な支援を行うとともに、復興ツーリズムの推進や教育旅行の促進等、観光振興による被災地の活性化、復興支援を精力的に進めること。

2．原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講じるとともに、損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。

22．町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．大規模災害対策等の推進

(1) 防災行政無線のデジタル化を始めとする消防防災設備・装備の整備について、財政措置を充実強化すること。

(2) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について着実に推進するため適切な措置を講じること。

(3) 緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防防災施設整備費補助金の充実強化を図ること。

(4) 林野火災に対する総合的対策を推進すること。

2．消防の広域化について

(1) 消防の広域化の推進を図るため、消防広域化重点地域に指定された市町村への国庫補助など財政支援措置の拡充を講じること。

(2) 消防の広域化に伴う、初期段階に負担増となる所要経費について、必要な財政措置を講じるとともに、「消防の連携・協力」に係る支援措置の充実強化を図ること。

3．地域防災力を一層強化するため、消防団及び自主防災組織等の装備の充実等活動環境の整備に係る支援を拡充すること。

4．消防団の安定的な運営を図るため、消防団員の報酬等に係る財政措置を充実強化すること。

23．暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化

住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪等のあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等を図ることは緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．総合的な銃器犯罪対策の推進に対する適切な措置を講じること。

2．行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。

3．誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心のまちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

24．公職選挙制度の見直し・改善等

1．人口減少時代における地方の声の国政選挙への反映について

我が国全体が人口減少に向かう中で、東京一極集中の弊害と地方の疲弊がますます深刻化し、我が国の持続可能性の追求に大きく影を落とす中で、国会議員を選出するための選挙制度の見直しによりこれ以上地方の声が国政に届かなくなることに、我々町村は強い危機感を持つものである。

憲法との関係を含め様々な困難な課題の整理は必要であるが、これからの時代の「この国のあり方」を見据えて、人口減少時代における地方の声の国政選挙への反映について、選挙制度に関わる根本改革への国会の取組はもとより、地方から東京等への人口流出に歯止めをかけ、大都市圏と地方の格差を必ずや是正する覚悟をもって、国のあらゆる政策を総動員して「地方分散型国づくり」を強力に推進すること。

2．参議院議員選挙における合区の早期解消について

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年以降、三度の合区による選挙が実施された。

これらの選挙において、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害は明らかである。

これからの時代の「この国のあり方」を考えていく上で、多様な地方の意見が、国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題であり、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

よって、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とするため、憲法改正も含め「参議院の合区解消」を早急に実現すること。

3．公職選挙制度の改善等について

(1) 区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善を図ること。

(2) 選挙当日の投票時間については、地域の実情に応じ、市町村選挙管理委員会の判断で弾力的に運用できるようにすること。

(3) 期日前投票所の開閉時間については、その開設数に関わらず、短縮できるようにすること。

また、宣誓書については、投票所における職員配置等の事務負担を軽減するため廃止すること。

(4) 選挙期間の長い選挙については、事務負担軽減等を図るため、期日前投票期間の短縮等を検討すること。

(5) 期日前投票期間における早期の選挙公報を実現するため、インターネット活用等も含め必要な制度改正等を検討すること。

25．エネルギー対策の推進

エネルギーは国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠な要素であることから、２０５０年カーボンニュートラル・２０３０年の温室効果ガス46％削減の実現に向け、第６次エネルギー基本計画や地域脱炭素ロードマップを踏まえ、次の事項を実現すること。

1．安定的なエネルギー需給構造の確立

省エネルギーの推進、脱化石燃料、再生可能エネルギーや水素の導入拡大、メタンハイドレート等の国内資源開発の推進等により、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

2．再生可能エネルギーの導入・促進等

(1) 地産地消型のエネルギーシステム構築や、水素利活用をはじめとする脱炭素技術の導入支援等により、地域活性化を促進するとともに、災害時におけるエネルギー供給の確保のため、地域による小規模な取組も含めた積極的な導入支援や、十分な財政支援措置を講じること。

(2) 太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の立地については、環境アセスメント制度を適切に運用するとともに、地元自治体との協議や、地域住民への説明プロセスを認定手続きに位置付けること。

また、地域における環境保全・防災の観点から保安規程等の届け出など、地域の実情に配慮した事業の実施を徹底させること。

(3) 太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の事業終了後の設備撤去・処分について、ガイドラインに基づき、地元の負担とならないよう、事業者に適切な処理を徹底させるとともに、解体等積立金制度の円滑な実施に向け、万全の措置を講じること。

(4) 再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、ローカル系統及び配電系統へのノンファーム型接続の適用を早期に実現すること。

(5) 太陽光発電設備の積極的導入に向け、一般送配電事業者に対して、発電場所や需要場所、一構内一受電の考え方等について、経済産業省等が示す電気事業法及び同施行規則の解釈に則した運用を図るよう周知すること。

3．電源三法交付金制度の周知・充実について

(1) 水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成22年度水準以上に引き上げること。

(2) 電源三法交付金制度については、電力安定供給に資するための施策であることを国民に周知し、その充実を図ること。

(3) 交付金の対象施設については、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えるとともに、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、その対象地域を拡大すること。

26．過疎対策等の推進

税源に乏しく財政基盤の弱い過疎地域の町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされているが、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている上に、災害に強い安全・安心な地域づくり等の新たな課題も顕在化している。

こうした厳しい状況に直面している中においても、過疎地域は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けている。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人が住み、持続的に維持されることによって発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要がある。

よって、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

1．暮らしと産業を支える施策の推進

(1) 医療の確保、地域公共交通の確保、買い物弱者対策、子育て支援対策、教育環境の整備や生活道路、水道などの整備を推進し、住民が安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。

(2) 情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、５G導入のための特定基地局、光ファイバ網、回線の高度化等、情報通信基盤の整備を促進すること。

(3) 災害時の代替ルートの確保や過疎地域の活性化、都市との交流の促進等を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進すること。

(4) 農林水産業、地場産業、観光業等地域資源を活かした産業の振興を図るとともに、企業の進出、起業等に係る税制特例や金融措置を充実強化すること。

2．人材の育成・確保と地域の活性化

地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって多様な人材を確保し、地域社会の活性化を図ること。

3．規制の見直し・緩和

地域公共交通の維持、専門職の配置等、過疎地域特有の課題に円滑に対応するため、全国一律の規制等について、見直し・緩和を行うこと。

4．財政措置の充実・強化

過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額を確保し、ハード分の対象事業を公共施設の除却等へ拡大するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト分の発行限度額を引き上げること。また、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。

5．辺地対策の充実・強化

辺地対策事業債は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にとって、住民に身近な事業を実施するための貴重な財源となっていることから、地方債計画額及び対象事業を拡充するとともに、人口減少に伴う辺地地域の人口要件の緩和を行うこと。

6．地方創生の実現に向けた国土政策の推進

町村におけるガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。

27．豪雪地帯の振興

豪雪地帯は、冬期の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。

2．令和５年度からの新たな「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」を策定するにあたり、豪雪地帯の町村の意見を十分踏まえ、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく道路の指定を追加するとともに、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を強力に推進すること。

3．新たに創設された豪雪地帯安全確保緊急対策交付金については、地域の除排雪体制の整備等が着実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

4．雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

5．豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として指定されていない地域においても、異常気象による大雪により集落の住民生活が脅かされる事態が発生していることから、地域の実態を調査研究の上、集落の孤立を未然に防ぐ道路対策、雪害防止対策の強化、迅速な復旧体制の確立等に万全の対策を講じること。

28．半島地域の振興

半島地域は人口減少・高齢化が進行しており、また依然として交通基盤、産業基盤、生活環境、通信体系の整備等の面で多くの課題を抱えている現状にある。

さらに、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、自然災害による被害を受けやすい地形であることから、防災・減災対策への強化も急務である。

このため、かかる現状を打開し、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から、産業振興や企業活動に関わる対策を講じるとともに、地域住民の生活の向上を図るため、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．半島振興法に基づき策定された全国23半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点に立った各種事業に係る支援施策を講じること。

2．半島地域は地震、津波、風水害、土砂災害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通及び情報の途絶の危険性が高いため、救助体制の充実や避難施設、衛星携帯電話等の整備を推進すること。

3．半島振興及び災害対策上重要な半島循環道路等の整備を推進すること。

4．半島地域の豊かな自然環境や農山村資源を活用したカーボンニュートラルの実現に向け、バイオマス、風力、太陽光、小水力及び地熱等の再生可能エネルギーの導入及び送電網の強化等の利活用に対する支援措置を拡充すること。

5．産婦人科医や救急救命医等の医師不足が深刻化していることから、地域医療が十分に提供できる体制を構築すること。

6．半島地域における地域特産物の開発及びECサイト等を活用した販売促進、技術指導、調査研究に対する支援を強力に推進

すること。特に、「半島の食のブランド化推進のための官民連携体制構築実証事業」については継続すること。

7．半島地域における地方税の不均一課税に伴う、地方交付税による減収補填措置を延長すること。

8．半島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。

29．離島地域の振興

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。

一方、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者等の不足等もあいまって、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきているのが現状である。

このため、離島の自立的発展の促進や島民が安心安全に住み続けることができるよう、幅広い総合的な対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．令和４年度末に失効する「離島振興法」については、島の実情に即した交通の確保、観光の振興、産業基盤及び定住環境の改善等、自立的発展に向けた島づくりが推進できるよう内容を充実させた上で期限を必ず延長するとともに、積極的に振興を推進すること。

2．離島振興関係予算の所要額を確保すること。特に、「離島活性化交付金」については、事業計画に基づく事業等の実施に支障が生じることのないよう所要額を確保するとともに、弾力的な活用が図られるものとすること。

また、各種補助事業の採択に当たっては、本土から遠隔地に位置する国境離島ほど、事業費が割高になることや、受益面積に限りがあるなどの課題が生じているため、有人国境離島地域の実情を反映した評価項目を追加するなど、採択要件の緩和措置等を検討すること。

3．離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であることから、必要な支援を行うとともに、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め、支援の在り方について検討すること。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響等により事前算定後に赤字に転じた航路事業に対しても柔軟に支援を行うこと。

4．離島における全ての移動及び流通コストを本土並に低減する方策を講じること。

5．医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

6．離島における水不足の解消対策を推進すること。

また、老朽化した一般廃棄物処理施設等の再整備に係る補助事業については、広域処理が困難な離島の特性を踏まえ、独自の補助率の嵩上げ措置等を講じるとともに、ごみ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対しても適切な措置を講じること。

7．離島における石油製品の供給施設の整備に対する財政支援措置を拡充すること。

8．離島が四方を海等に囲まれているなど厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、島民が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災のための住居の集団的移転の促進等、総合防災対策の充実を図ること。

9．離島特別区域制度については、その制度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に整備すること。

10．「国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき創設された「特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金」について、必要な予算を確保するとともに、対象事業の拡充を図ること。

30．人権擁護の推進

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るとともに、生活環境の整備、住環境整備等の物的事業を改善するため、国は次の事項を実現すること。

1．人権擁護の推進

(1) 差別解消のために制定された以下の３法に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策をより一層推進するとともに、町村が実施する相談体制の強化、教育の充実、啓発活動の取組を円滑に実施できるよう、財政措置の充実を図ること。

① 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

② 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）

③ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）

(2) インターネット上の人権侵害を防止するため、実効性のある対策を講じること。

2．戸籍謄本等の不正取得の防止

(1) 戸籍謄本等の不正取得の防止を強化するため、関係団体に対し、改正戸籍法の趣旨を踏まえ、職務上請求書の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、より一層の徹底を図ること。

(2) 戸籍謄本等の不正取得防止の観点から、職務上請求の在り方や不正取得した場合の罰則を強化するなど、制度の抜本的な見直しを検討すること。

また、監督官庁による懲戒等の処分が統一的に実施されるようガイドラインを策定すること。

(3) 戸籍謄本等が第三者から請求・取得された場合の本人通知制度を早期に法制化するとともに、それに伴う財政措置など実効性ある措置を講じること。

3．地域改善対策の推進

(1) 「地対財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。

(2) 隣保館整備費や運営費に係る財政措置の充実を図ること。

(3) 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、係る財源は国の負担とし、償

還完了まで実施すること。

(4) 公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

(5) 地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設を町村が地域に譲渡等をする際に支障となる「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

31. 米軍機による低空飛行訓練について

米軍が日本において行う低空飛行訓練は、休日昼夜を問わず断続的に実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生じている。国は、その責務として、事態を正確に把握し、的確な情報提供を行うとともに、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないよう、適切に対応すること。

32. 北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国は強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現を図ること。

33. 竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国は更に強力な外交交渉を行うこと。

また、国の啓発施設の建設等により、広報啓発活動を充実強化すること。

34. 尖閣諸島海域における領海侵犯

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。

35. 国民保護・安全対策等の推進

北朝鮮による我が国上空を通過する弾道ミサイルの発射は、我が国の安全保障に対する重大な脅威であり、国民に多大な不安と恐怖を与えている。

また、日本人拉致問題については、発生から既に40年以上が経過し、被害者及び家族の高齢化が進む中で、早急な解決が求められている。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し、毅然とした姿勢で臨むとともに、ミサイル発射時における適切な情報伝達、具体的でわかりやすい避難行動の周知など国民の安全・安心を守るために必要な、あらゆる実効性のある対策を講じること。

2. 国は、拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、拉致問題の早急な全面解決のために最大限努力するとともに、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、積極的な啓発活動を行うこと。

～金融で地方財政を支え　地域の未来を拓く～

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

地方公共団体金融機構（JFM）は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関です。

融資
地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。
期間は最長40年、利率は財政融資資金と同率※でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業（令和４年10月時点）

地方支援
「より良い資金調達・資金運用」のお手伝いをします。
財政、金融、会計等に関する研修（出前講座、宿泊型研修、入門研修等）を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にＪＦＭ債をご活用ください
ＪＦＭ債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。
多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限のFLIP債などをご購入いただいております。※令和４年10月時点

債券ご購入時等の留意事項について
当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。 https://www.jfm.go.jp

JFM

さまざまな「集いの場」を演出いたします

広さと設備が多彩な大ホールと、
３つの会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに
幅広くご利用いただけます。

和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。

レストラン「ペルラン」

レストラン ペルラン Pelerin

和食処 さいかち

和食処「さいかち」

客室のご案内

SINGLE ROOM シングル 119室

DOUBLE ROOM ダブル 12室

TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

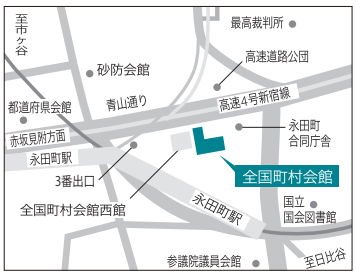

ご予約・お問い合わせ

全国町村会館

TEL.03（3581）0471

FAX.03（3581）0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ホームページアドレス　https://www.zck.or.jp/kaikan

●全国町村会館へのアクセス

・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
・タクシー東京駅から約20分

情　報

社会構造変革下における地方財政を考えるフォーラムシリーズ（第３回）

JFM×GRIPS PROJECT SPECIAL FORUM vol.3

フランスの教育・人づくりと地方財政、そして、欧米諸国の状況から見えてくる課題

― 十「国」十色、現場に立つ地方自治 ―

日時　2022年12月14日(水) 14:00－15:30　　**会場**　GRIPS×Zoom

地方公共団体金融機構（JFM）と政策研究大学院大学（GRIPS）は 2021 年、人口減少等社会構造変革下における地方財政に関する調査研究・教育プロジェクトを立ち上げました。研究テーマの第一に、地方財政が密接に関わり公共性の高い教育・人づくり分野を取り上げ、欧米との国際比較研究から今後の地方のあり方を考えていきます。

第３回フォーラムでは、フランスの教育財政と地方自治体の役割について、特に 1980 年代から同国で実施されている優先教育政策に焦点を当てて紹介します。あわせて、社会構造変革下の教育・人づくりと地方財政について、これまで取り上げたスウェーデン、デンマーク、フランス、ドイツ、米国の状況や取組を通じて見えてくる中長期的・構造的な課題や今後の研究の方向性を議論します。

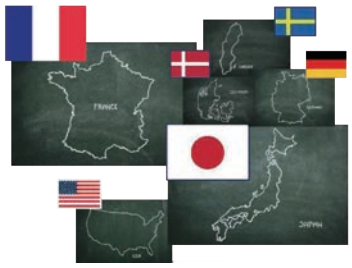

プログラム

1　開会・挨拶（14：00～）
政策研究大学院大学（GRIPS）
副学長・教授　高田　寛文
地方公共団体金融機構（JFM）
理事　鈴木　　清 氏

2　発表（14：10～）
「フランスの教育財政と地方自治体：優先教育政策と教育制度の分権化の可能性」
小西　杏奈 氏
「欧米諸国の状況から見えてくる課題」
伊集　守直 氏

3　意見交換・質疑（15：10～）

4　閉会　（司会：GRIPS 教授　羽白　淳）

※発表テーマ等は変更の可能性があります。
※対面会場は政策研究大学院大学（港区六本木 7-22-1）、オンライン会場は Zoom で、定員を超える対面会場希望者は、オンライン参加となります。
※なお、新型コロナ等の状況によりオンライン開催のみとなる可能性があります。

スピーカー

小西　杏奈
帝京大学
経済学部
講師

帝京大学経済学部助教を経て 2019 年 4 月より現職。専門は財政学。2010 ～ 2016 年にパリ第一パンテオン・ソルボンヌ大学に在籍し、付加価値税制の欧州各国への伝播に関する研究を行った。現在はフランス社会保障財政および同国の地方財政、欧州統合と財政の関係等に関する研究に取り組んでいる。

×

伊集　守直
横浜国立大学大学院
国際社会科学研究院
教授

静岡県立大学経営情報学部講師、横浜国立大学経済学部准教授等を経て 2018 年 4 月より現職。研究分野は財政学、地方財政論。東京大学大学院在学中にウプサラ大学留学、2016 年度ストックホルム商科大学欧州日本研究所客員研究員として在外研究を行った。スウェーデンの地方財政、国地方間関係等の研究に取り組む。

日　時	2022 年 12 月 14 日（水）14:00 － 15:30
スピーカー	小西 杏奈氏・伊集 守直氏（JFM × GRIPS 連携プロジェクト「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政に関する調査研究会」委員・委員長）
対　象	地方行財政・教育関係研究者、地方自治体職員 等
会　場	【ハイブリッド】GRIPS（東京都港区･対面）& Zoom（オンライン）
参 加 費	無 料 ／ 言 語：日本語
申　込	下記 URL 又は右記 QR コードの登録フォームから申込 (https://grips-ac-jp.zoom.us/webinar/register/WN_gKEmhP3oTVyzLS4Rqp4Abg)
問 合 せ	local-governance@grips.ac.jp（事務局）

主催　JFM × GRIPS 連携プロジェクト（事務局 政策研究大学院大学）
副学長・教授・地域政策コースディレクター　高田　寛文

過去フォーラムは下記 URL 又は右記 QR コードから
https://www.youtube.com/channel/UCaO86yPaGKs5hgPwj2KgASw/featured

GRIPS looking back, looking forward